

第2章

東京の子供と家庭をめぐる状況

- 1 人口の変化と少子化の現状 16
 - (1) 人口の変化
 - (2) 合計特殊出生率・出生数・年少人口の変動

- 2 少子化の直接の要因 20
 - (1) 未婚化・晩婚化
 - (2) 初産年齢の上昇
 - (3) 夫婦の出生力の低下

- 3 少子化の要因の背景 24
 - (1) 女性の社会進出等
 - (2) 価値観の多様化
 - (3) 子育てに関する負担感について
 - (4) 若者の社会的自立の遅れ

- 4 子供と子育て家庭をめぐる社会状況 42
 - (1) 子育て家庭と地域社会
 - (2) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）の状況
 - (3) 東京の子供達
 - (4) 特別な支援を必要とする子育て家庭
 - (5) 子供の安全・安心

1 人口の変化と少子化の現状

ここでは、全国及び東京の人口の変化や少子化の現状について、平成17年（前期計画策定時）以降からの変化に着目しつつ考察していきます。

（1）人口の変化

日本の総人口は、昭和42年に1億人を超え、長きにわたり増加傾向にありました。その後、第二次ベビーブーム以降の出生数の減少と高齢者人口の増加に伴う死亡数の増加等から、総人口は、平成17年の1億2777万人から長期の人口減少過程に入り、平成20年10月現在1億2769万人、平成42年には1億1522万人程度になると見込まれています。

東京都の人口は増加傾向にあり、平成20年10月現在1290万人です。今後も、しばらくは増加基調で推移し、平成32年から37年にかけて人口減少に転じると予測されています。

（2）合計特殊出生率・出生数・年少人口の変動

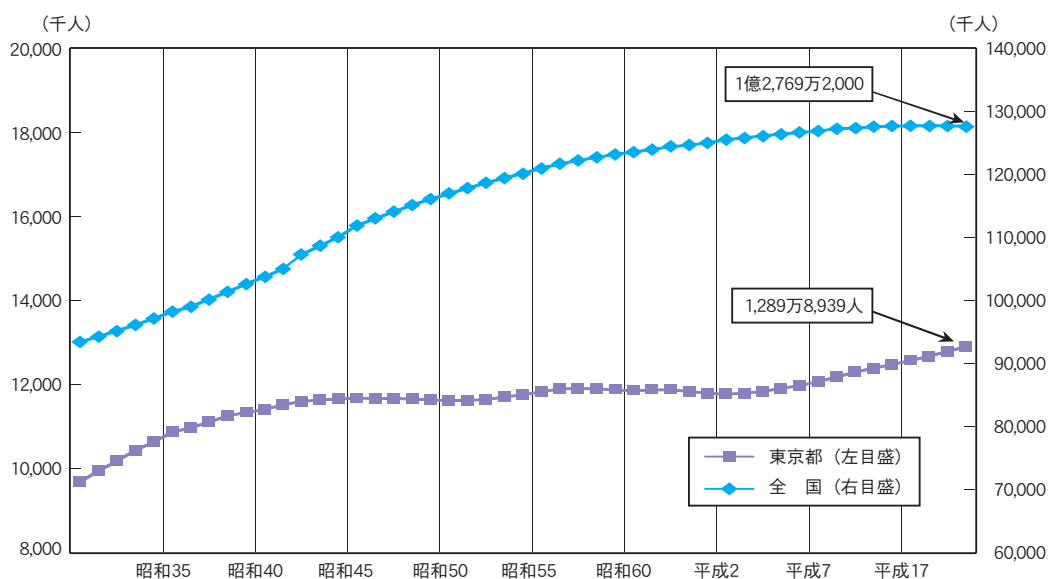
（合計特殊出生率）

全国の合計特殊出生率は、昭和40年代後半の第二次ベビーブーム期以降減少傾向が続き、平成元年には昭和41年（ひのえうま）の1.58を下回り、平成17年には1.26と過去最低の水準となりました。

しかし、平成17年を底に微増傾向となり、平成20年には合計特殊出生率は1.37まで回復しています。

東京都の合計特殊出生率は長く低下傾向にありましたが、平成17年の1.00を底に平成20年には1.09まで微増しています。しかし、都道府県別にみると東京は常に最下位であり、平成20年には最も合計特殊出生率の高い沖縄県は1.78と、東京都の1.63倍になっています。地域差はあるものの、全国的に合計特殊出生率は低いまま推移している状況です。

図表1 人口の推移(全国・東京都)



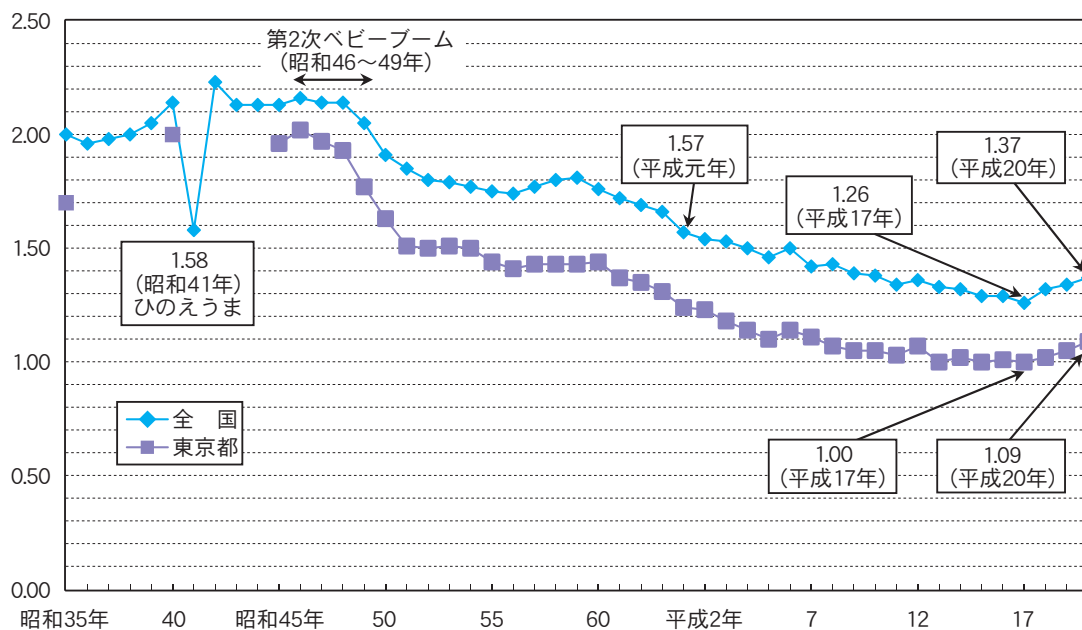
資料：総務省「人口推計」
東京都総務局「東京都人口（推計）」（各年10月1日現在）

図表2 人口の将来推計(全国・東京都)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
全国	126,926	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224
東京都	12,064	12,577	12,906	13,059	13,104	13,047	12,905

資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日現在）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）（出生中位（死亡中位）推計）

図表3 合計特殊出生率の推移(全国・東京都)



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成20年）
注：昭和36～39年、41～44年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

(出生数)

全国及び東京都における年間の出生数についても、昭和40年代後半以降減少傾向が続いていましたが、平成17年を底に微増傾向が見られます。平成20年の出生数は全国が109万1,150人（概数）、東京が10万6,015人となっています。

(就学前児童数)

都内の就学前児童数は平成9年以降増加に転じ、平成21年1月1日現在、59万4,272人と、前年度から約2,668人増加しています。合計特殊出生率は全国最下位ですが、東京都の場合、他道府県からの転入による人口増があるためです。

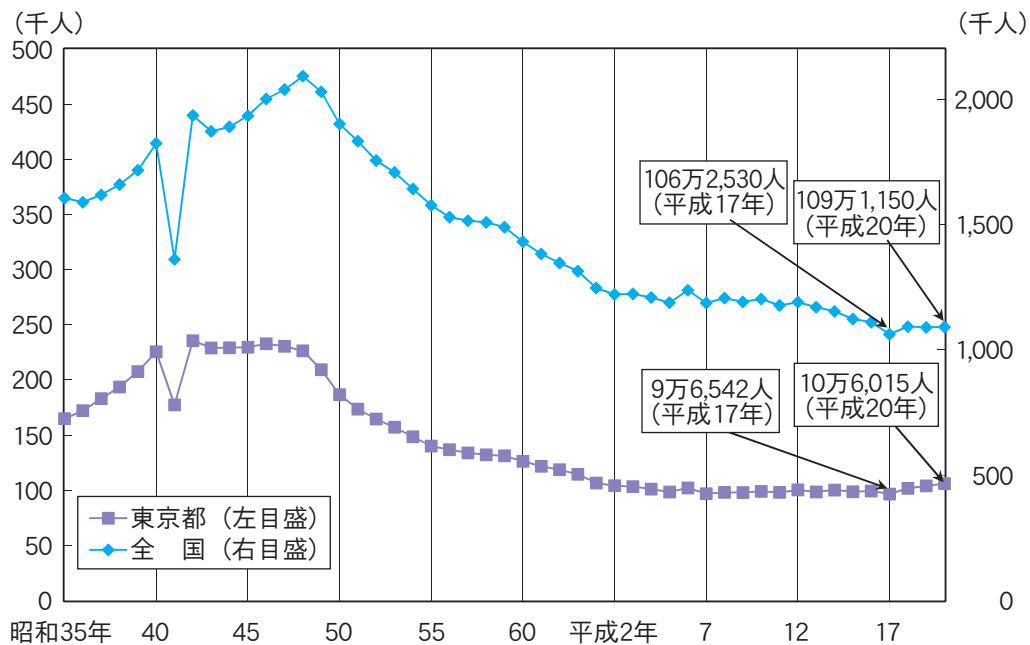
(年少人口)

出生数の減少は、全国的に見ると14歳以下の年少人口の減少につながります。

我が国では平成9年に、歴史上はじめて高齢者人口が年少人口を上回る少子高齢化が現実となり、以降その差は拡大しています。東京都では、他の道府県より2年早く、平成7年に高齢者人口が年少人口を上回りました。

なお、東京都では、年少人口は就学前児童人口と同様の理由により平成13年以降増加に転じており、平成21年1月1日現在、148万2,232人となっています。

図表4 出生数の推移（全国・東京都）

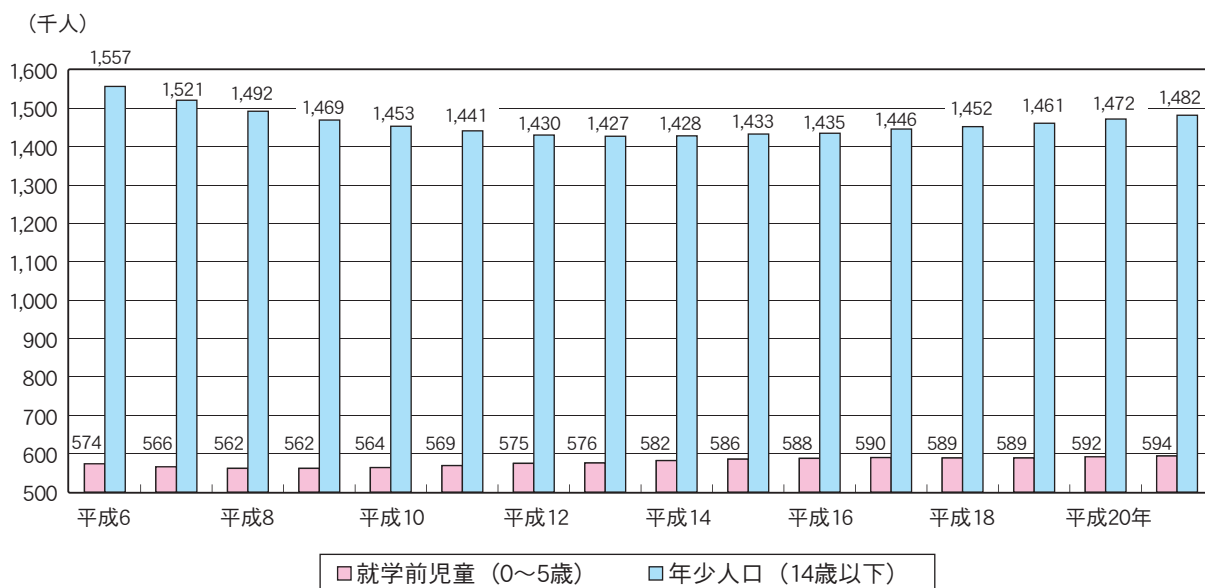


資料：厚生労働省「平成20年人口動態統計月報年計（概数）の概況」

東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成20年）

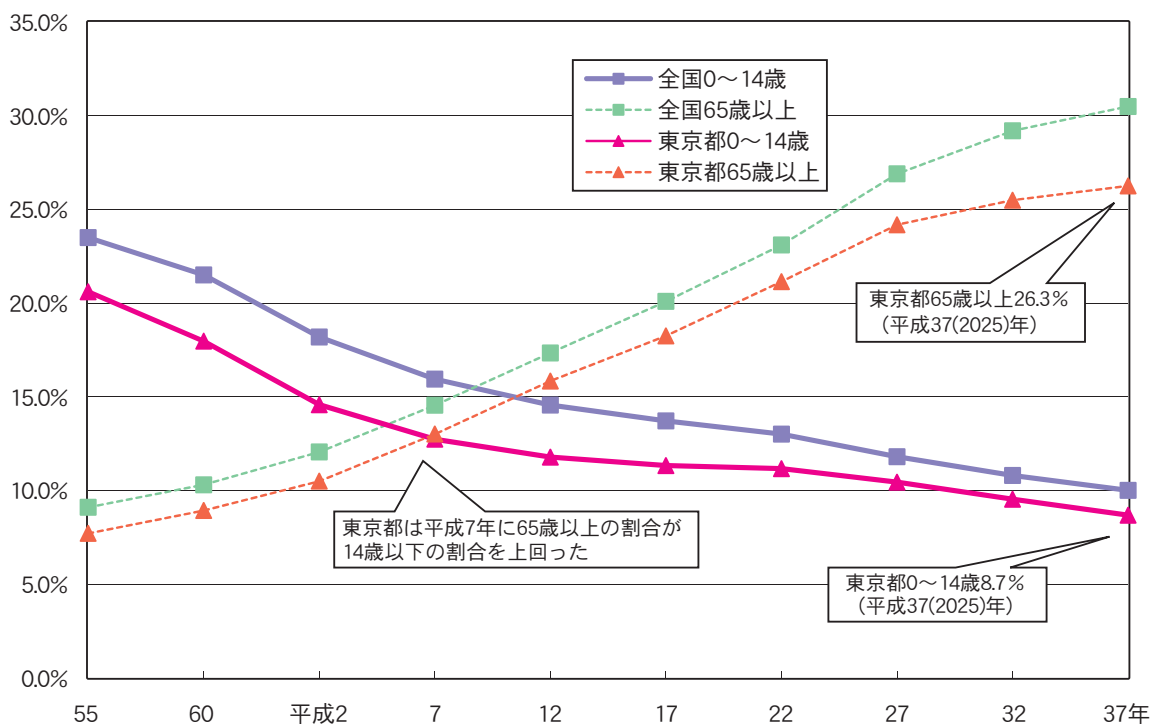
注：全国の平成20年における出生数は概数

図表5 就学前児童数・年少人口数の推移（東京都）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

図表6 年齢別人口の推移と予測（全国・東京都）



資料：総務省「国勢調査」（昭和55年から平成17年）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」

2 少子化の直接の要因

少子化の直接の要因は、「未婚化・晩婚化」、「初産年齢の上昇」、「夫婦の出生力の低下」の3つであるといわれています。ここでは、まずそれらの現状について、全国と東京都、それぞれに視点を向けてみていきます。

(1) 未婚化・晩婚化

全国の年齢別の未婚率の推移を見ると、男女ともに昭和50年以降上昇傾向にあり、全ての年齢層で未婚率が上昇しています。男性の未婚率（平成17年）は25～29歳が71.4%、30～34歳が47.1%となっています。同年の女性の未婚率は、25～29歳が59.0%、30～34歳が32.0%となっています。

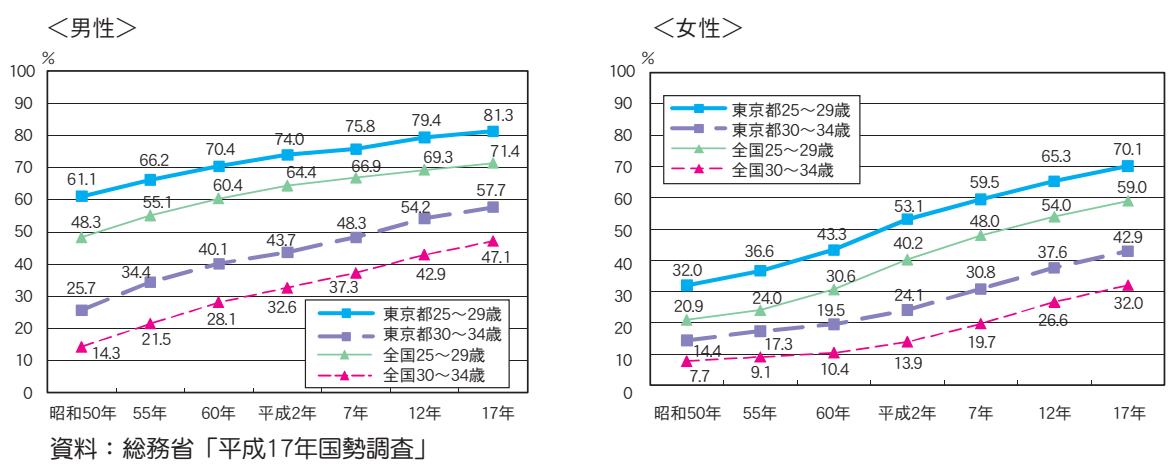
東京都においても、未婚率は男女ともに全ての年齢層で上昇傾向にあります。未婚率は男性は25～29歳が81.3%、30歳～34歳が57.7%、女性が25～29歳が70.1%、30～34歳が42.9%と、東京都の方が全国値よりも10ポイント程度高いことがわかります。

次に、全国の平均初婚年齢を見ると、平成19年の平均初婚年齢は夫30.1歳、妻28.3歳と、昭和50年と比べると夫3.1歳、妻3.6歳上昇しており、未婚率と同様に平均初婚年齢も上昇傾向にあるとわかります。

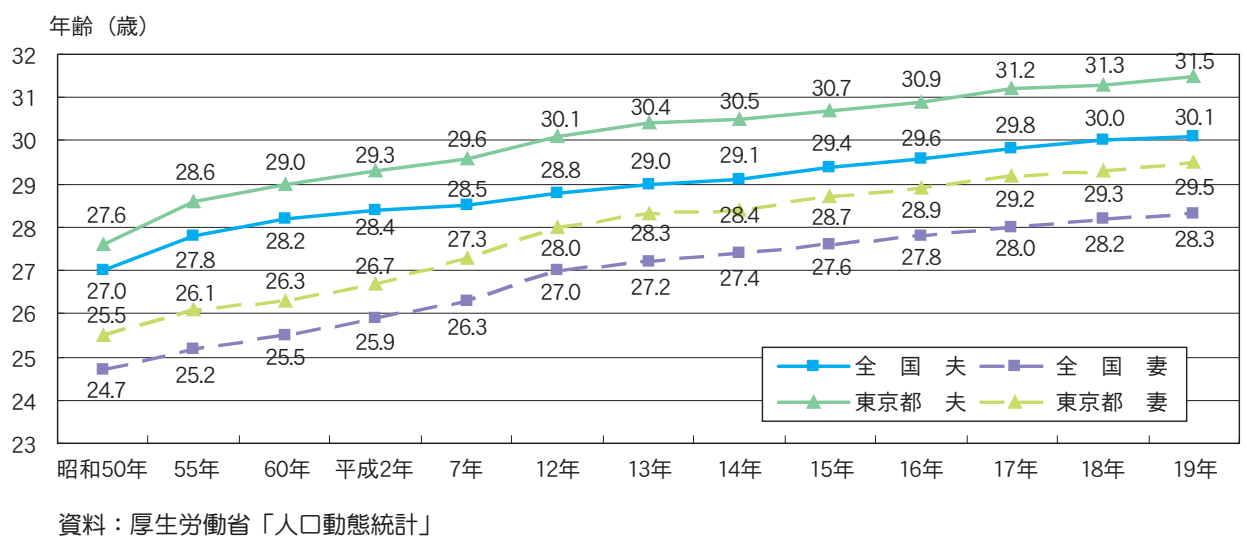
東京都の平均初婚年齢を見ると、平成19年には夫31.5歳、妻29.5歳で、昭和50年と比較して、夫は3.9歳、妻は4.0歳上昇していることから、東京都は全国より早いスピードで晩婚化が進んでいるといえます。

日本では、子供は法律上の婚姻夫婦から生まれる場合が約98%と高いため、未婚者の増加（未婚化）や平均初婚年齢の上昇（晩婚化）は、出生数に影響を及ぼすこととなります。

図表7 未婚率の推移（全国・東京都）



図表8 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）



図表9 嫡出でない子の割合（各国）

国	年	嫡出でない子の割合 (%)	国	年	嫡出でない子の割合 (%)
日本	2007	2.0	フランス	2007	51.69
	2003	1.93	イギリス	2006	43.66
アメリカ	2006	38.5	フィンランド	2007	40.58
アイスランド	2007	63.77	オランダ	2007	39.46
スウェーデン	2007	54.76	ドイツ	2007	30.82
ノルウェー	2007	54.48	スペイン	2006	28.38
デンマーク	2007	46.10	イタリア	2007	20.71

資料：日本：厚生労働省「平成19年人口動態統計」
 アメリカ：Statistical Abstract of United States 日本、アメリカ以外：Eurostat

(2) 初産年齢の上昇

第一子出産年齢の上昇は、出生数の減少につながっていきます。

第一子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり、平成19年には全国で29.4歳、東京では30.9歳と全国平均より1.5歳高くなっています。

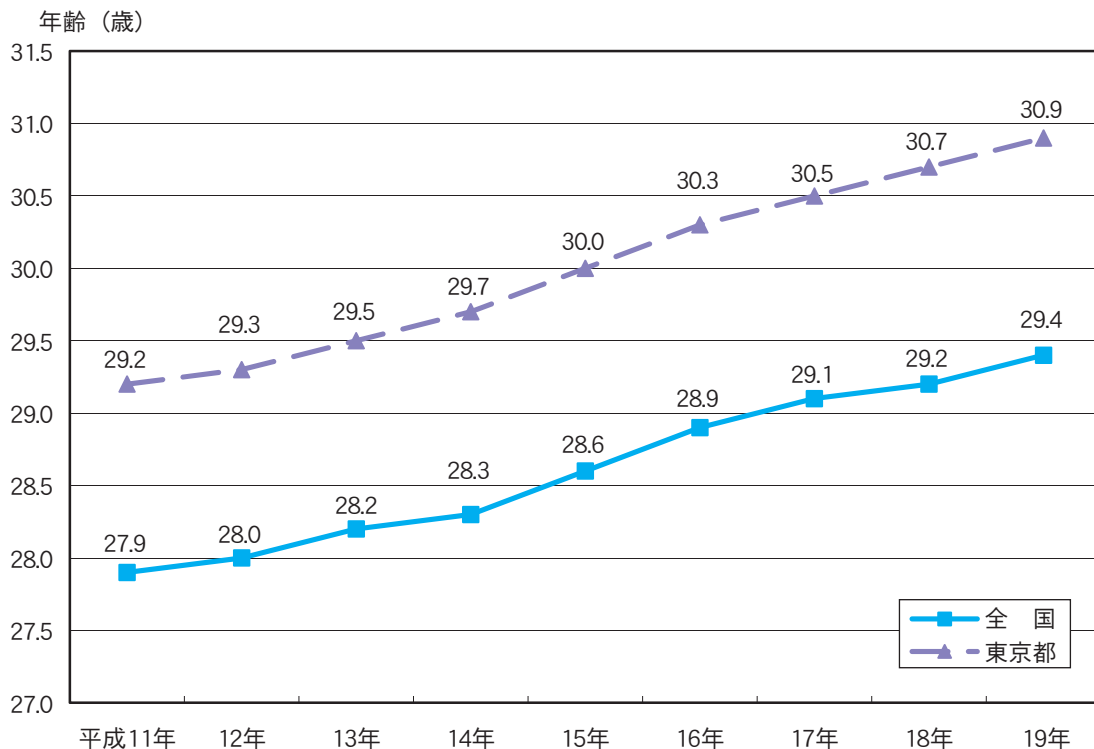
また、全国の子供の出生数の推移を結婚持続期間別に見ると「5～9年」での出生数が昭和62年以降減少しており、結婚後すぐには子供を持たない夫婦が増えています。

(3) 夫婦の出生力の低下

結婚持続期間15～19年の、子供を産み終えた区切りの時期ともいえる夫婦の出生子供数は、昭和52年以降2.2人で推移していますが、今回対象となった世代の夫婦では、2.09人に減少しています。

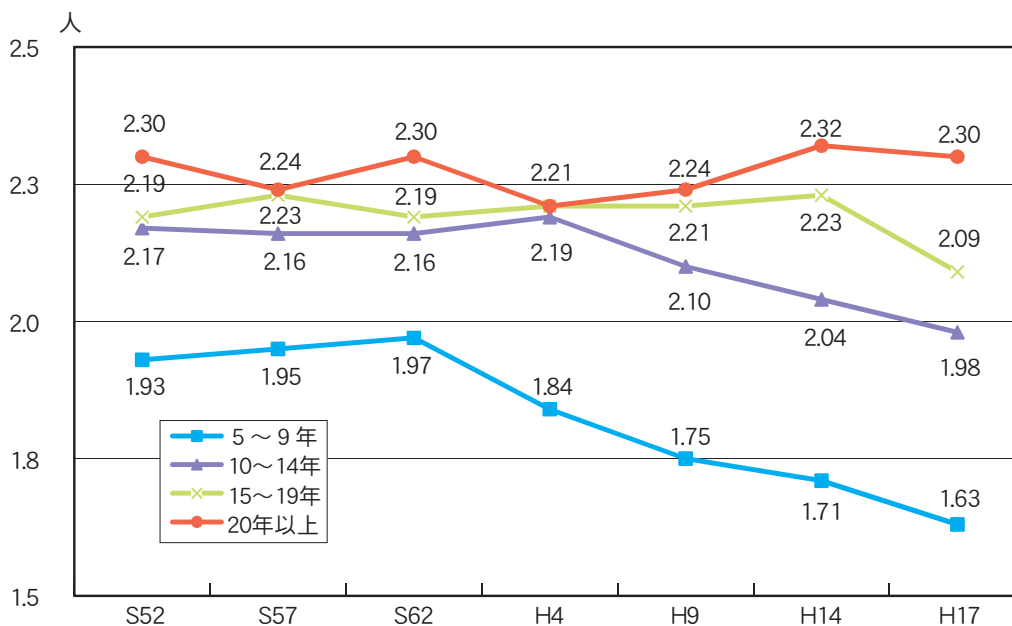
また、妻の世代別に出生数をみた場合、昭和62年以降、30歳から39歳までで、子供の平均出生数が低下していることがわかります。

図表10 第一子出生時の母の平均年齢の推移（全国・東京都）



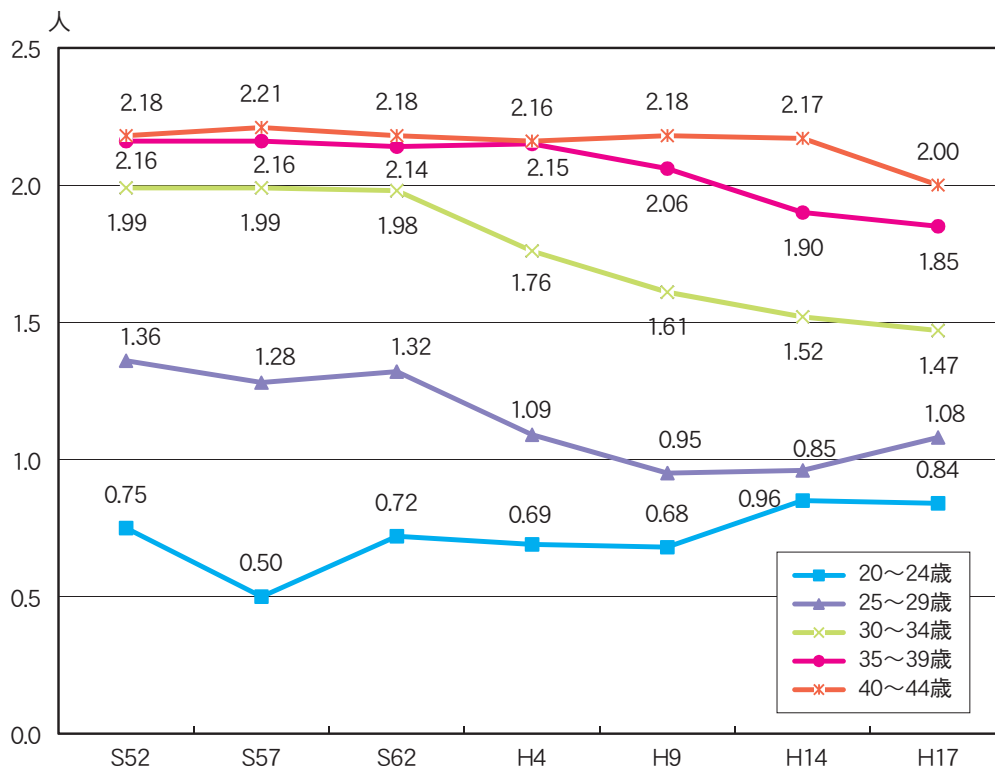
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表11 結婚持続期間別に見た平均子供出生数の推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所
「第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」（平成17年）

図表12 妻の世代別平均子供出生数の推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所
「第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」（平成17年）

3 少子化の要因の背景

ここでは、先に述べた少子化の3つの要因（①未婚化・晩婚化 ②初産年齢の上昇 ③夫婦の出生力の低下）にどのような背景があるのかを、東京の特徴的な点も併せて考えていきます。

（1）女性の社会進出等

（高学歴化）

女性の大学等高等教育機関への進学率はほぼ一貫して上昇しており、平成2年に15.2%だった進学率が平成17年には36.8%に大幅に上昇しています。特に、大学進学率の上昇度の高い平成2年以降の女性の大学進学率と未婚率の動向に着目すると、はじめて3割を超えた平成12年において、25歳～29歳の未婚率が半数を超えています。

一方、男性についてみると、女性に比べて高学歴化が早く進み、平成17年の大学進学率は50%以上になっています。未婚率を見ると、昭和55年の時点で25歳～29歳の未婚率が55.1%と半数を超えています。

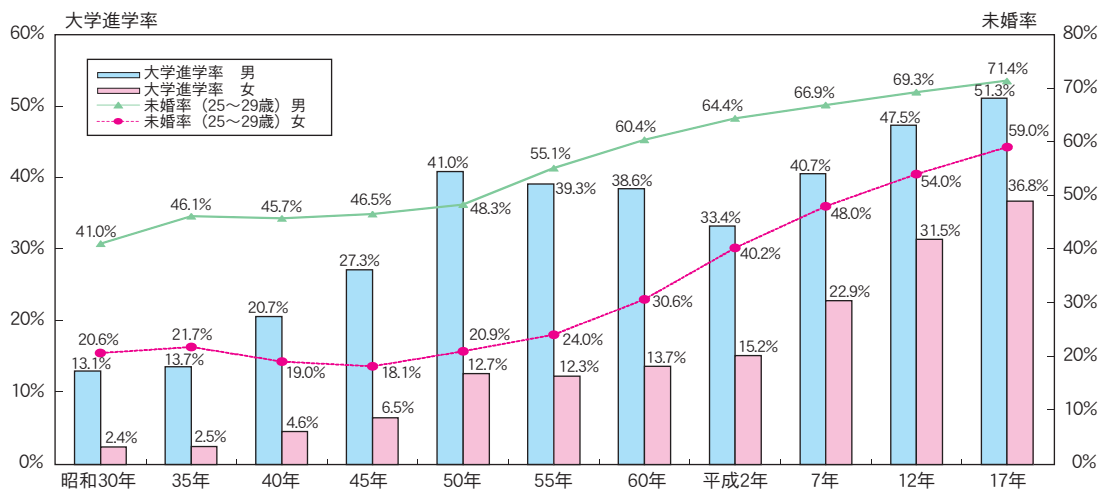
これらのことから、男女ともに高学歴化が晩婚化の背景にあるものと推測できます。

（働く女性の増加）

女性雇用者の推移を見ると、昭和50年以降ほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成20年度には2,312万人になりました。雇用者総数における女性の割合も、同様に昭和50年以降上昇しています。

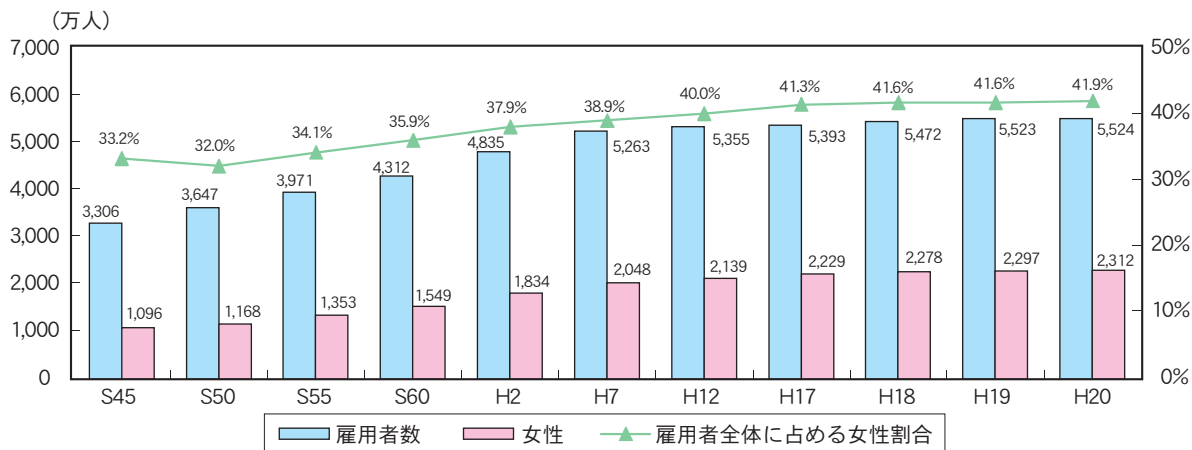
都内の有業者数を見ると、男性は平成4年をピークに一度減少したのに対し、女性は一貫して増加しています。また、女性の年齢別労働力率を見ると、都内では25歳～34歳の女性の労働力率が全国と比べて高くなっています。その一方で、出産・子育てに携わることの多い35歳～49歳の女性の労働力率は全国値を下回っています。

図表13 大学進学率と25～29歳の未婚率



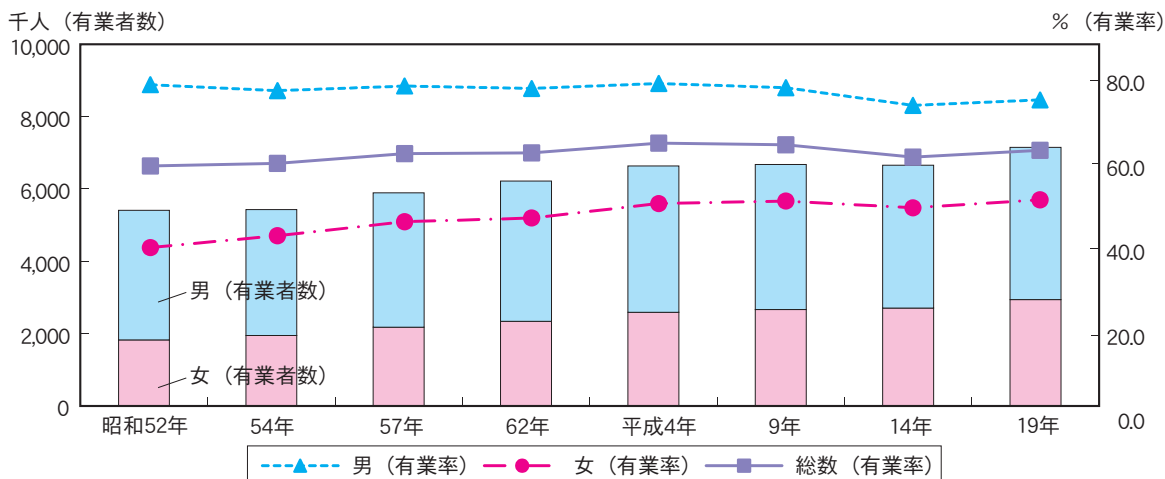
資料：文部省「学校基本調査」・総務省「国勢調査」

図表14 雇用者数の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

図表15 15歳以上の人口有業者数及び有業率の推移（東京都）



資料：東京都総務局「都民の就業構造」（平成19年）

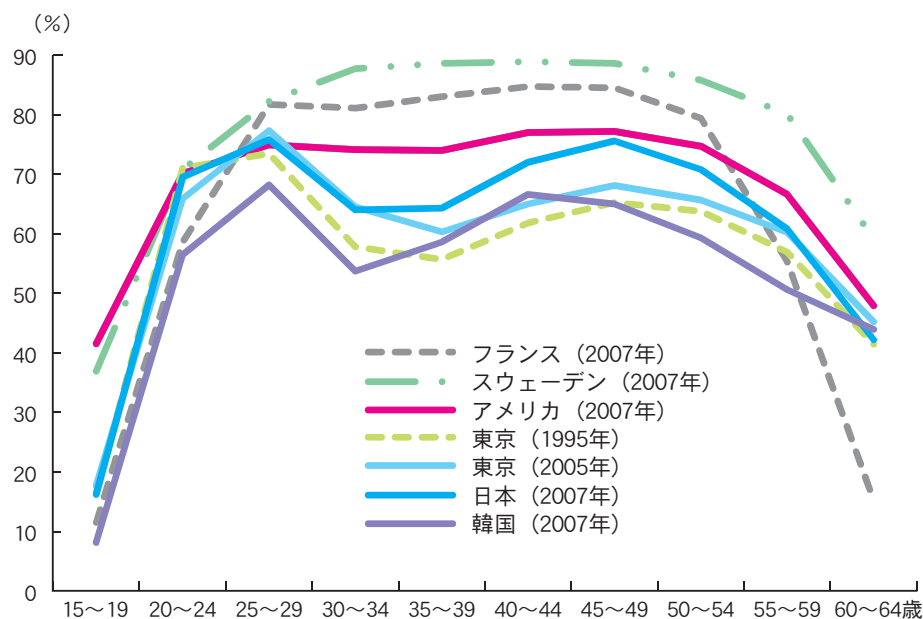
女性の労働力率の面でみると、欧米諸国の場合は20代後半から50代までほぼ同じ水準を保っているのに対し、日本では25歳～34歳の間に一度落ち込む、M字型のカーブを描いています。これは、就業している女性が結婚・出産のために一度離職せざるを得ない状況が生じていることを示しています。

また、平成19年においては、このカーブの底が全国では30～34歳の層であるのに比べ、東京都では35～39歳層に位置しており、晩産化の傾向が読み取れます。

女性の就業に関する人々の意識を見ると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか」という問いに対し、「賛成」「どちらかといえば賛成」と、「反対」「どちらかといえば反対」が、平成14年の時点では、ほぼ同率の状況です。その後「反対」「どちらかといえば反対」の割合が増加傾向にあり、平成19年には5割を超えました。

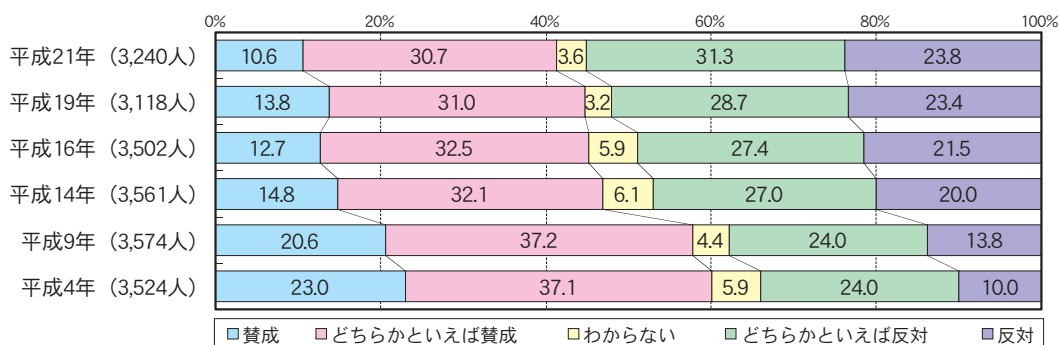
女性の社会進出に伴い、就業に対する意識の高まりは見られるものの、結婚や出産を踏まえた女性の就業継続への支援はまだ十分ではありません。「子育てをしやすいするために必要なもの」を尋ねた東京都の調査では、「育児手当など経済的な手当の充実」を求める声が目立つものの、「子育てに理解のある職場環境の整備」や、「子供が病気やけがをした時に休暇を取れる制度の充実」といった、女性が働き続ける際に必要とする事柄を指す回答も高い割合を占めています。（※ 詳細は図表31・次ページ〈参考〉参照）

図表16 各国の年齢別女性労働力率



資料：ILOホームページ・総務省「国勢調査」

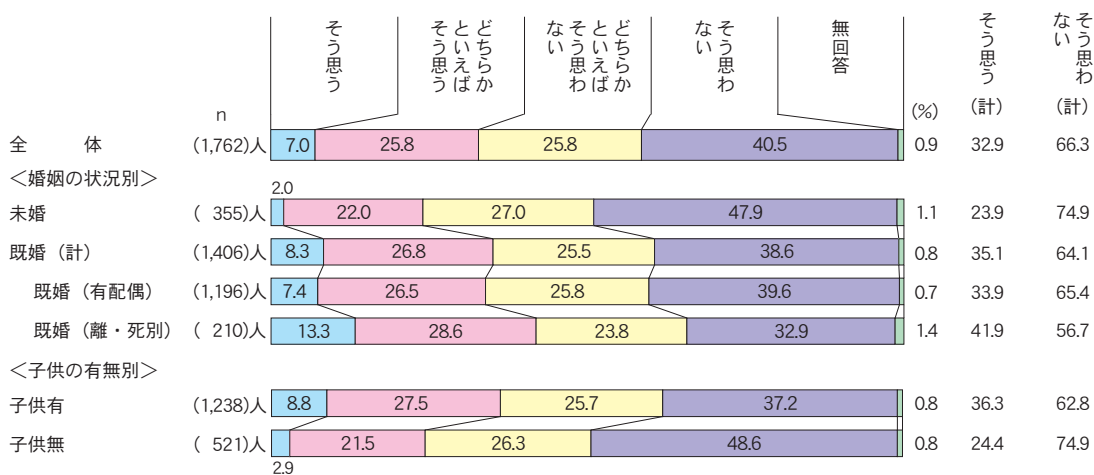
図表17 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）

注：調査対象：全国の20歳以上の男女

図表18 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：東京都生活文化スポーツ局「次世代育成支援に関する世論調査」（平成21年）

注：調査対象：東京都在住の満20歳以上の男女

＜抜粋＞ 子育てをしやすくするために必要なもの（詳細：図表31）

H19年	1位	育児手当など経済的な手当の充実	50.6%
	2位	子育てに理解のある職場環境の整備	44.1%
	3位	子供が病気やけがをした時に休暇を取れる制度の充実	31.3%
H14年	1位	子育てに理解のある職場環境の整備	39.3%
	2位	子供が病気やけがをした時に休暇を取れる制度の充実	35.8%
	3位	育児手当など経済的な手当の充実	33.9%

資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

＜参考＞ 「利用したい・したかったサービス」 ※未就学児をもつ正社員の女性が回答

1位	正社員のままの短時間勤務	41.4%
2位	子供の看護のための休暇	37.1%
3位	フレックスタイム制度	33.5%
4位	子供の学期に合わせた勤務制度	33.2%
5位	妊娠中の特別休暇や短時間勤務	31.0%

資料：財団法人子ども未来財団作成
「企業における仕事と子育ての両立支援に関する調査研究報告書」

(2) 価値観の多様化

(結婚に関する価値観)

未婚者の結婚意思に関する全国調査を見ると、「いずれ結婚するつもり」という回答の割合は、昭和57年以降やや減少傾向にありますが、平成17年においても、男性が87.0%、女性が90.0%と非常に高い割合を占めています。

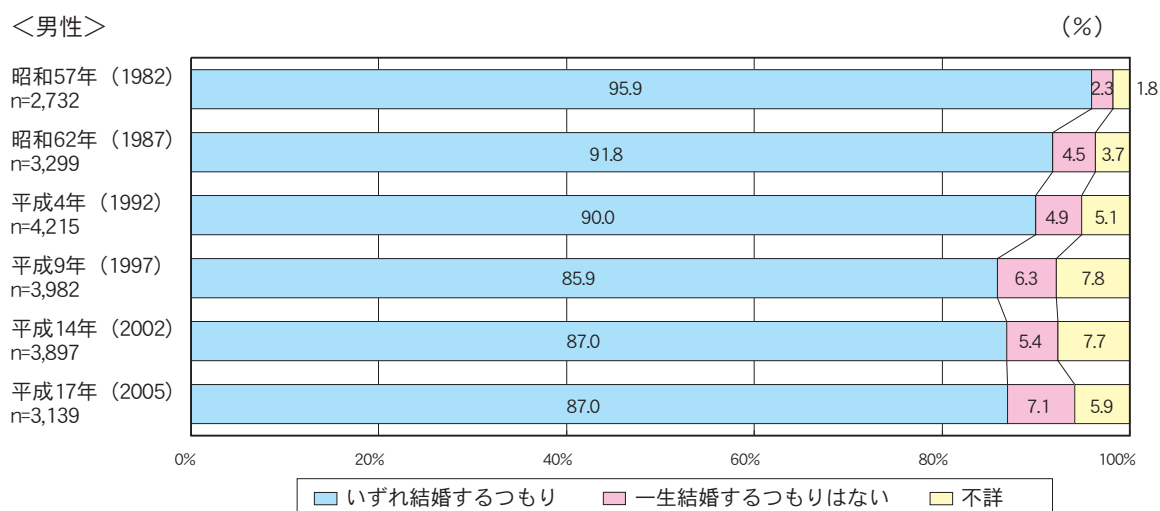
また、未婚者が、結婚に対して持っているイメージも、「好きな人とずっと一緒にいられる」「精神的に安定する」「子供が持てる」といったポジティブなイメージが男女ともに高い割合を占めています。

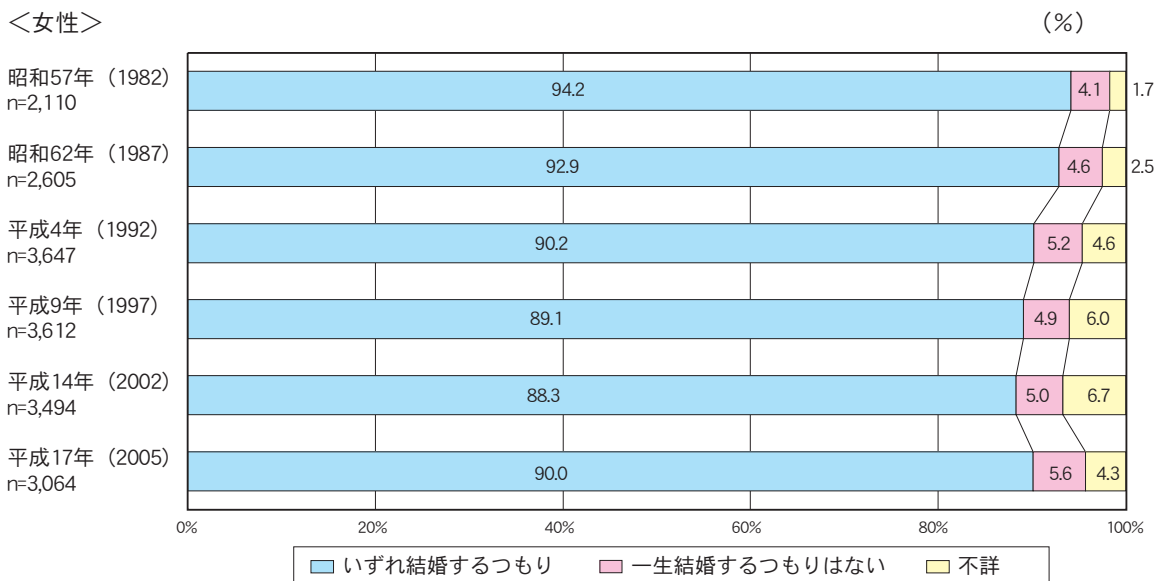
これらのことから、近年殊更に「結婚したくない」若者が増加しているわけではないと推測できます。

結婚する意思のある18～34歳の若者に、結婚の障害になっていると思う事柄を尋ねると、「学校や学業上の問題」、「職業や仕事上の問題」などや、「結婚資金」や「住居」といった経済的側面に関する不安を示す回答が多くを占めます。

また、未婚者が独身にとどまっている理由のうち、「結婚しない」理由では、「自由さや気楽さを失いたくない」「趣味や娯楽を楽しみたい」という回答が多く見られます。

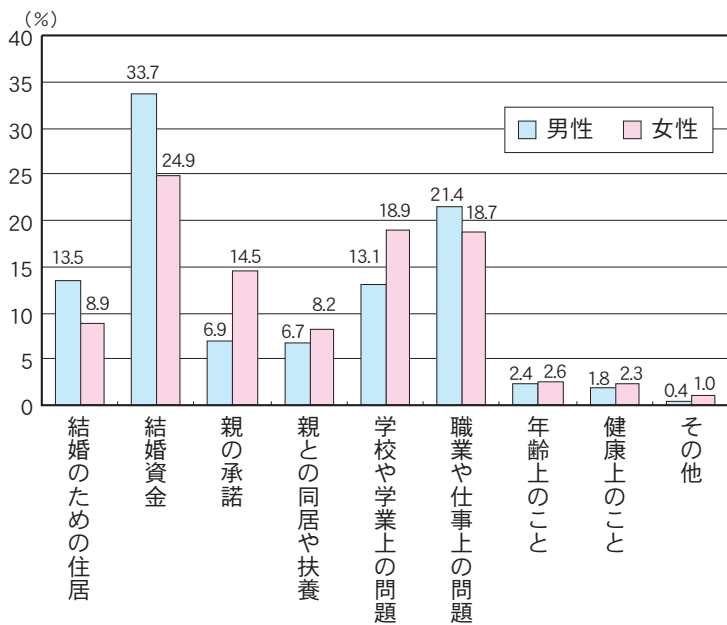
図表19 未婚者の生涯の結婚意思





資料：国立社会保障・人口問題研究所
 「第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」（平成17年）

図表20 結婚の障害（35歳未満）



資料：平成21年度版「厚生労働白書」

独身にとどまっている理由（「結婚しない」理由）

（25歳～34歳未婚者）

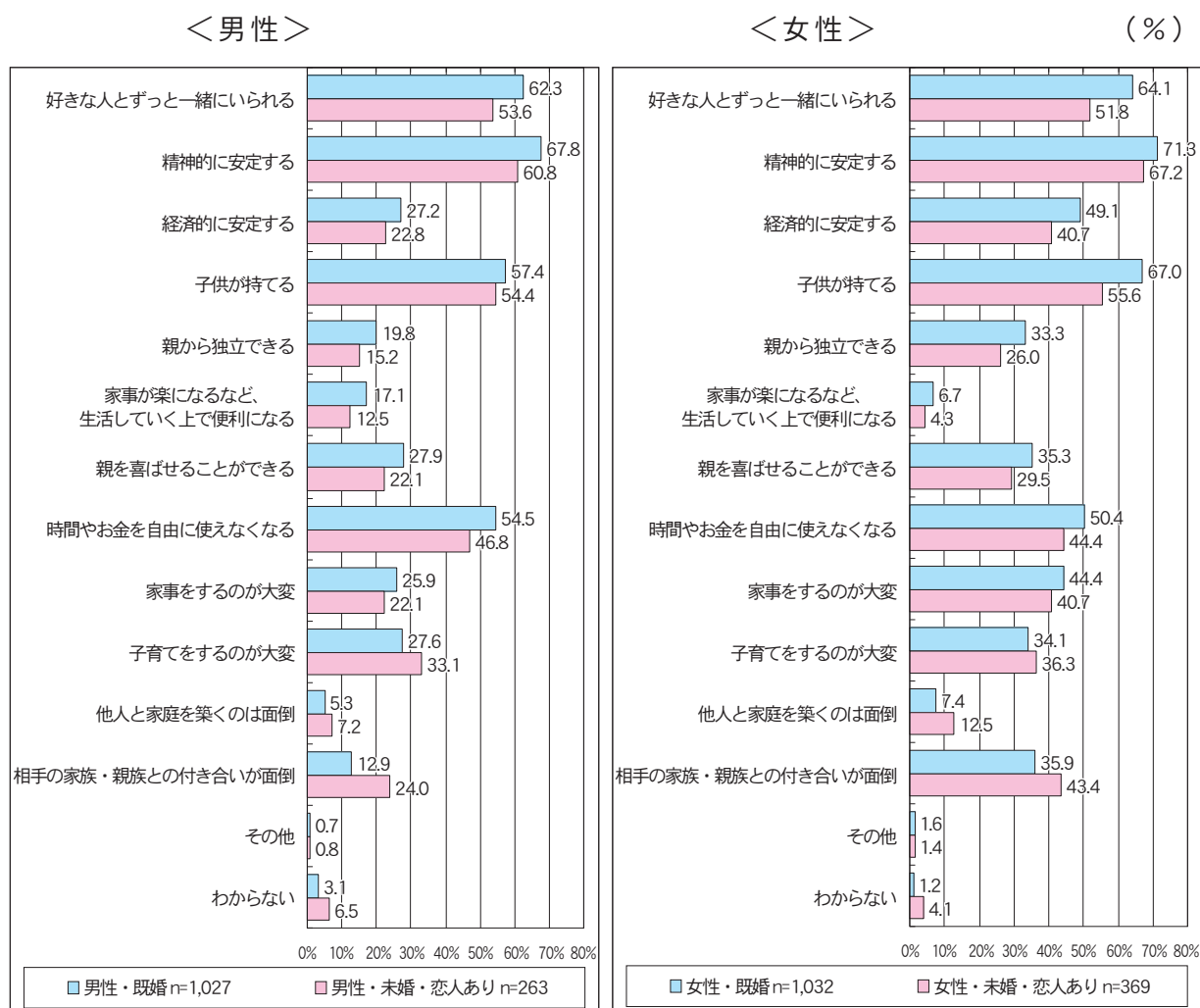
男性

- 1位 必要性を感じない 32.2%
- 2位 自由さや気楽さを失いたくない 29.7%
- 3位 趣味や娯楽を楽しみたい 21.8%
- 4位 仕事（学業）にうちこみたい 19.6%

女性

- 1位 自由さや気楽さを失いたくない 33.5%
- 2位 必要性を感じない 31.5%
- 3位 趣味や娯楽を楽しみたい 19.5%
- 4位 仕事（学業）にうちこみたい 18.6%

図表21 結婚のイメージ



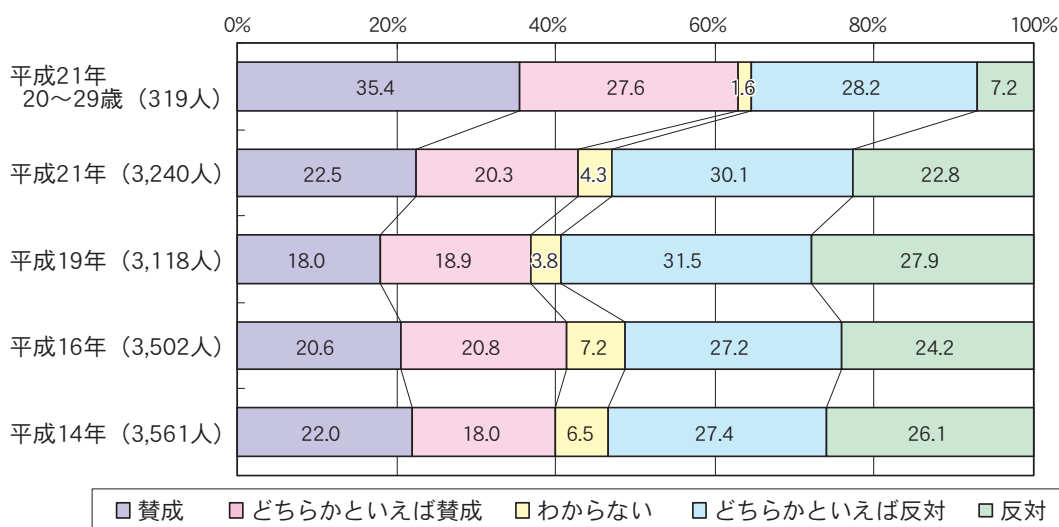
資料：財団法人こども未来財団「若者の家族形成に関する調査研究」（平成21年3月）

（結婚して子供を持つことについて）

また、「子供を持つことへの価値観」についても変化が見られました。

「結婚しても必ずしも子供を持つ必要はない」という考え方について、20歳以上の男女に行った全国調査によると、平成21年では「賛成」「どちらかといえば賛成」は42.8%、「反対」「どちらかといえば反対」は52.9%となっています。平成19年と比較すると、「賛成」の割合が増えています。特に20歳から29歳までを対象とすると、平成21年調査では「賛成」「どちらかといえば賛成」が6割以上を占めています。

図表22 「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について

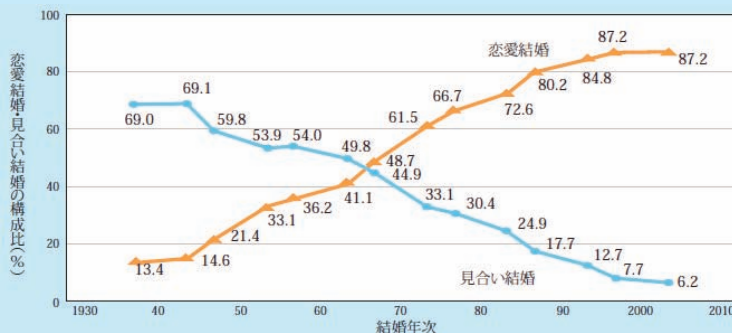


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）
注：調査対象：全国の20歳以上の男女

コラム
②

自治体による「恋愛・結婚」支援施策

○ 平成21年6月に内閣府「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」でとりまとめられた提言において、少子化対策の第一歩として恋愛・結婚にまで視野を広げた政策的対応を図る必要があると指摘されています。これは、『時代の変化により「家庭」「地域」「職場」が果たしてきた結婚（縁結び）機能や子育て支援機能が低下したために、社会全体の仕組みとして、子育てのセーフティネットを強化し、再構築する必要がある』という考えからです。



▲結婚年次別にみた、恋愛結婚・見合い結婚構成の割合
資料：平成21年版 少子化社会白書
(出所：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)

○ 現在東京都では、該当する事業は行ってありませんが、自治体によっては、少子化対策の一貫として、男女の出会いを支援する事業に乗り出しているところもあります。例えば、石川県では、ボランティアで結婚相談に応じるアドバイザー「縁結びist」の養成や、独身男女に出会いの場を提供する「タウンミーティング（体験型イベント）」を開催するほか、群馬県では、独身男性または独身女性の多い企業・団体をネットワーク化して独身男女の出会いのイベント情報を提供、このほかにも、愛知県、奈良県などが取り組んでいます。

(3) 子育てに関する負担感について

(子育てに対する負担感)

妻が考える理想の子供数と、実際に持つ子供数を全国調査の平均値で比べると、理想は2.48人、平均出生児数は2.09人と昭和52年以降、常に理想の子供数を下回っています。特に直近の平成14年から17年にかけて、理想の子供数は0.08ポイントの微減であったのに対し、平均出生児数は0.14ポイント減少しており、理想と現実のギャップが広がっています。

同調査によると、理想の子供数をもたない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く(65.9%)、年齢の問題(38.0%)、心理的、身体的負担(21.6%)が挙げられています。

東京都では、理想の子供の数は2.52人と全国とほぼ同数ですが、現在の子供の数は1.40人であり、理想と現実のギャップは全国よりもさらに大きくなっています。

理想の子供の数を、全国調査の年齢層別回答で見ると、若い層ほど「2人」という回答の割合が高く、「3人以上」という回答の割合は低くなります。

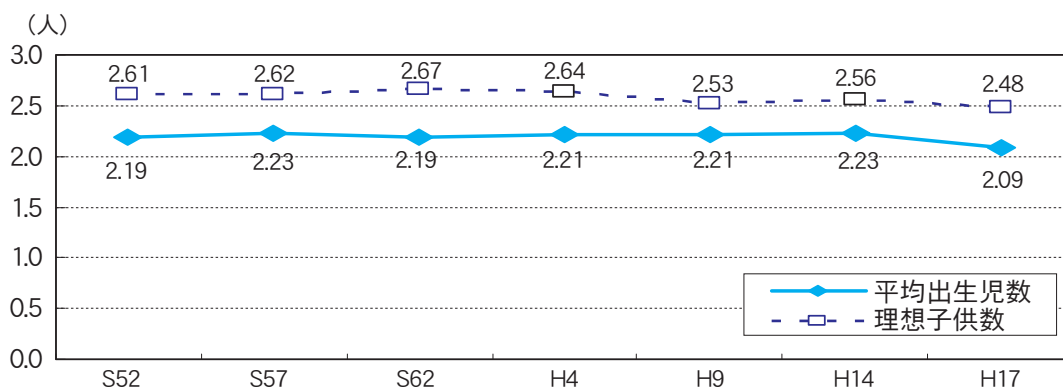
一方、持てる子供の数では、若い層ほど0～1人という回答の割合が高く、20～29歳、30～39歳の2割弱の人が0～1人と回答しています。持てる子供の数が3人以上と回答した人の割合も、20～29歳・30～39歳の層では、他の年齢層よりも大幅に少なくなっています。20～29歳では、約4分の1の人が「わからない」と回答していることも、若い層が子供を持つことに対して負担感・不安感を抱いていることを表す一つのサインと考えられます。

また、内閣府が行った世論調査において、「子育てのつらさ」とはどのようなことと思うか尋ねたところ、「子供の将来の教育にお金がかかること」、「子供が小さい時の子育てにお金がかかること」といった経済的な負担をあげる人の割合が、平成16年の調査時から20年の調査にかけて増加しています。

(図表27)

東京都が平成14年と19年に実施した調査の同様の項目においても、「経済的な手当の充実を望む」という回答の割合が、平成14年・33.4%から平成19年・50.6%と大幅に増加しており、子育てに関する経済的な負担感が強く感じられていることが分かります。

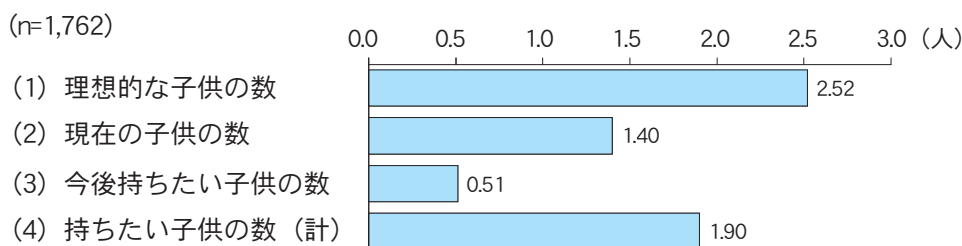
図表23 理想の子供の数と現実（50歳未満の妻）（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」（平成17年）

注：調査対象：全国の妻の年齢50歳未満の夫婦（回答者は妻）

図表24 子供の数（東京都）

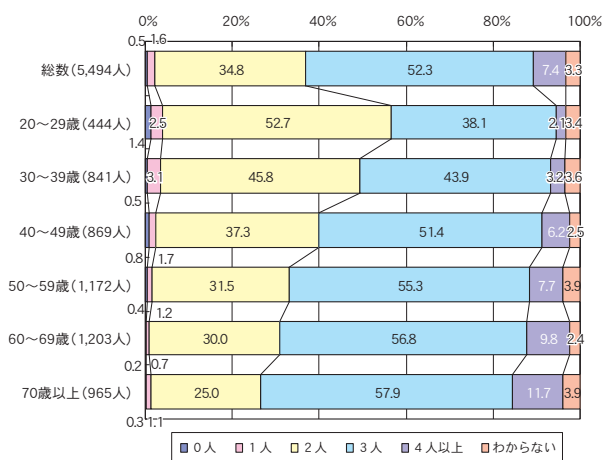


（注）(1)理想的な子供の数、(2)現在の子供の数、(3)今後持ちたい子供の数
それぞれについて人数を聞き、(2)と(3)の合計を(4)持ちたい子供の数（計）とした。

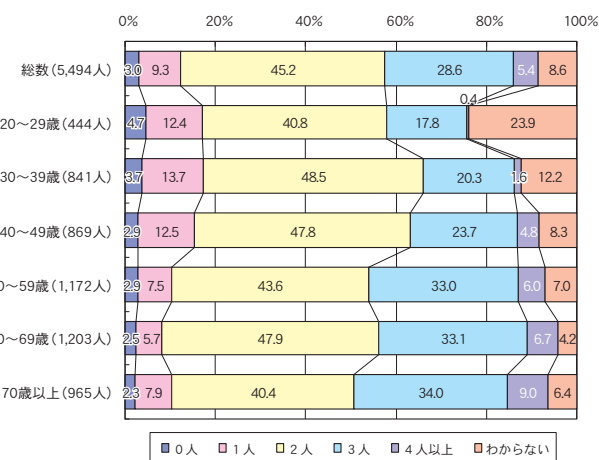
資料：東京都生活文化スポーツ局「次世代育成支援に関する世論調査」（平成21年）

注：調査対象：東京都在住の満20歳以上の男女

図表25 理想の子供の数（全国、年齢別）



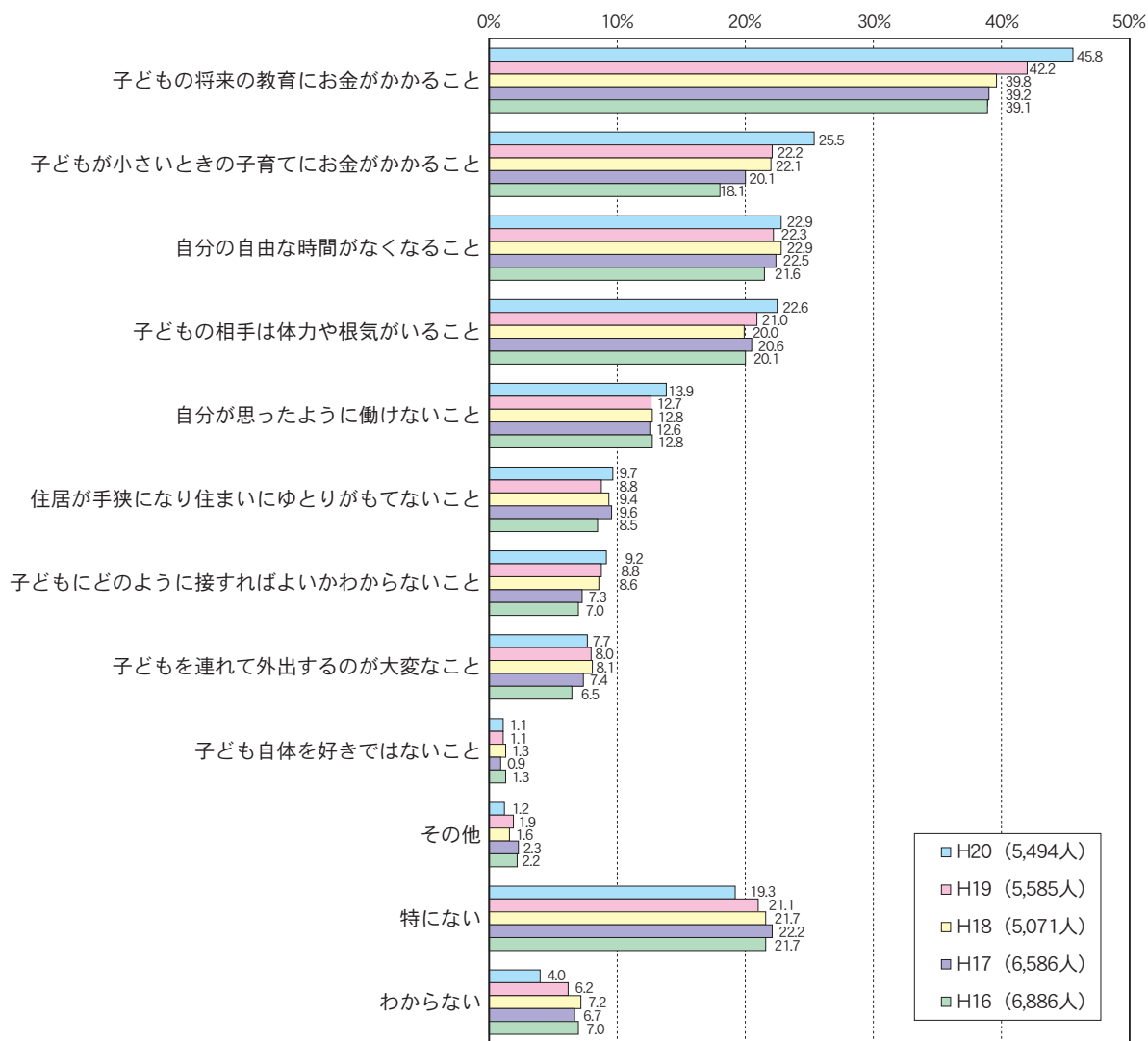
図表26 持てる子供の数（全国、年齢別）



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」（平成20年）

注：調査対象：全国の20歳以上の男女

図表27 子育てのつらさの内容



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」（平成16～20年）

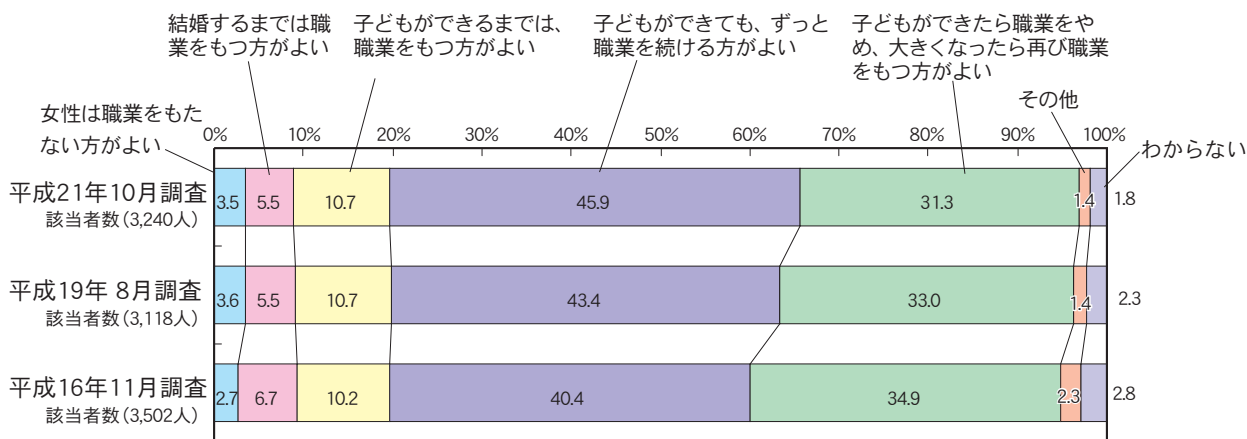
注：調査対象：全国の20歳以上の男女

（出産や子育てと女性の就業）

内閣府の全国調査によると、女性が職業を持つことについて、「子供ができて職業を続ける方がいい。」という回答が45.9%と最も高くなっています。しかし、出産前後の母親の就業状況を見ると、出産1年前は有職者が70%以上を占めていたものの、出産半年後にはそのうちの67%以上が無職になっており、妊娠や出産を機に離職する女性が多いことがわかります。

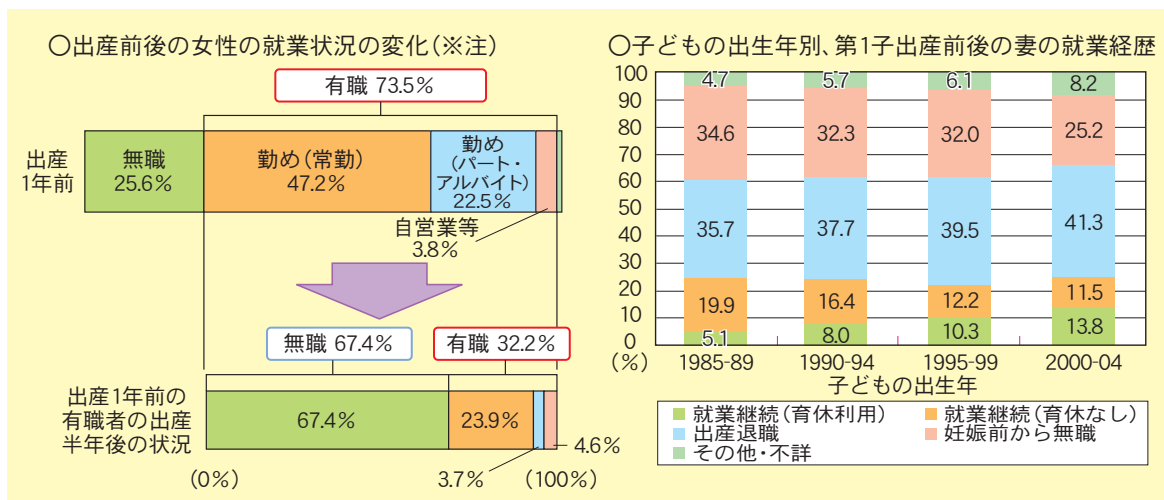
こうした、就労継続や再就職の難しさや、年功賃金等キャリアの中断が不利益となる賃金就労構造など、女性が子育てを選択することによる機会費用（逸失利益）が大きいことも、子育てに対する負担感が大きい一因と考えられます。

図表28 「女性が職業を持つことについての考え方」



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）」

図表29 出産前後の女性の就業状況



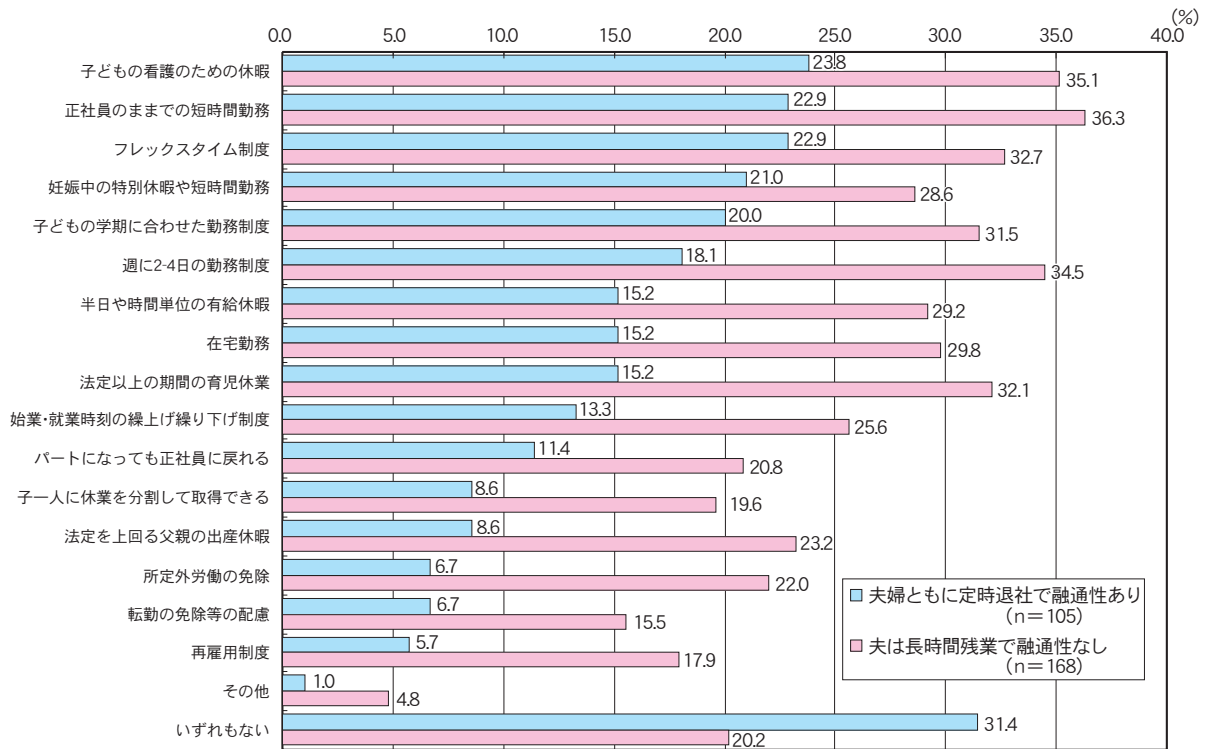
注：きょうだい数1人（本人のみ）の場合

資料：国立社会保障・人口問題研究所

資料：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」
(平成13年度)

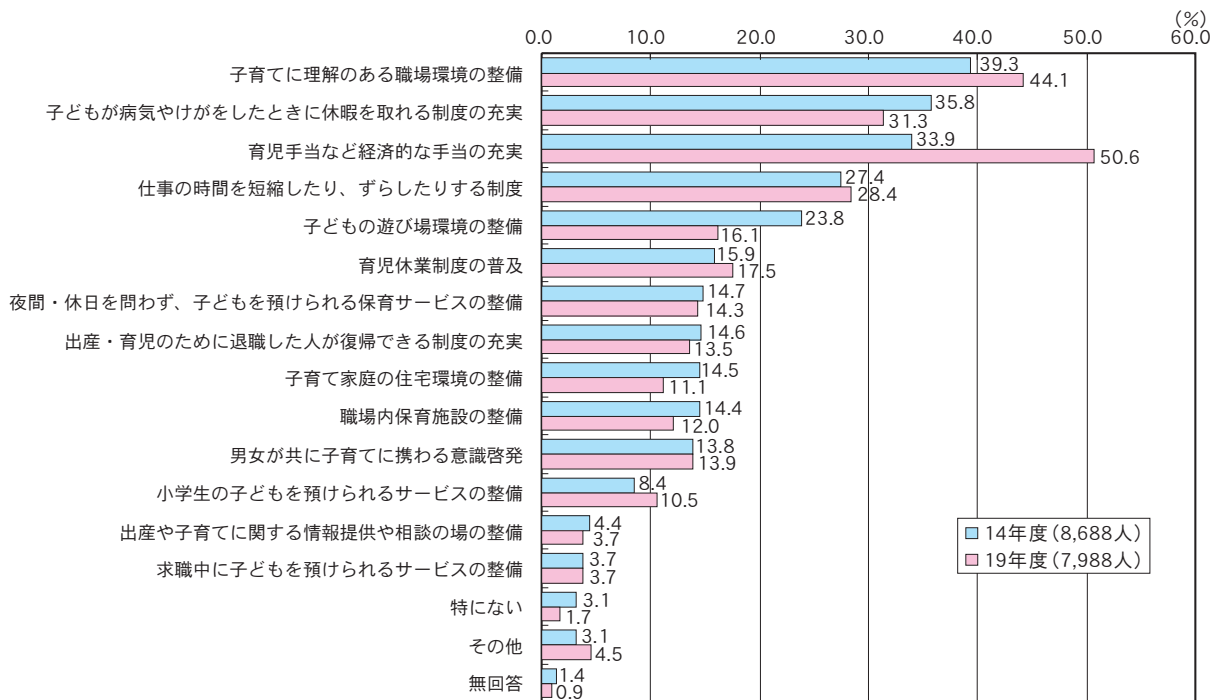
「第13回出生動向基本調査」(夫婦調査)

図表30 夫婦の働き方別子育て支援ニーズ（女性）



資料：財団法人こども未来財団「企業における仕事と子育ての両立支援に関する調査研究
～育児期の親の、勤務先の子育て支援取組に対する意識とその活用状況等に関する調査研究～」

図表31 子育てをしやすくするために必要なもの

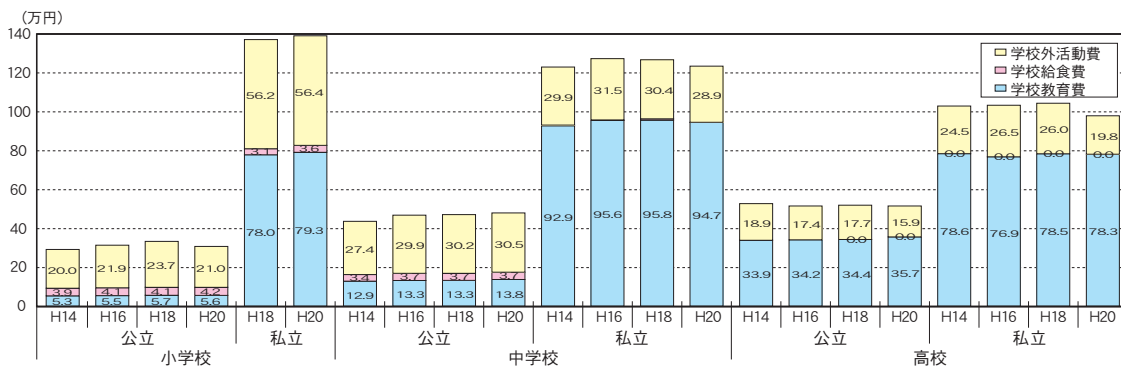


資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

【参考データ】子供の学習費

年間の子供の学習費（教育費・給食費・学校外活動費）を学校別にみると、公立の場合は小学校約30万円、中学校約45万円、高校約50万円であり、私立の場合は小学校約140万円、中学校約120万円、高校約100万円となっています。公立と私立の差は高校・中学校で2～3倍、小学校では4倍以上になります。

学校別子供の学習費の推移



資料：文部科学省「子供の学習費調査」

【参考データ】子育て家庭が望む支援の国際比較

育児を支援する施策として何が重要かについて、国際的な比較をすると、日本は、子育ての経済的負担を軽減するための支援を望む回答が最も多くなっています。一方、韓国は、多様な保育サービスの充実、アメリカ・フランス・スウェーデンは、柔軟な働き方の推進に対する支援を望む回答が多くなっています。このように、国際的にみても、日本は子育てに関する経済的な負担感が大きいといえます。

育児を支援する施策として何が重要か（5つまで選択）

順位	1	2	3	4	5
日本 1115	児童手当など、手当の充実 67.5	多様な保育サービスの充実 55.5	扶養控除など、税制上の措置 47.0	教育費の支援、軽減 42.8	フレックスなど柔軟な働き方の推進 39.7
韓国 1004	多様な保育サービスの充実 60.6	教育費の支援、軽減 58.0	児童手当など、手当の充実 52.2	企業のファミリーフレンドリー政策の充実 51.0	出産退職後の職場復帰の保障の充実 38.3
アメリカ 1000	フレックスなど柔軟な働き方の推進 42.8	多様な保育サービスの充実 34.7	企業のファミリーフレンドリー政策の充実 33.9	犯罪防止など地域における治安確保 31.9	児童手当など、手当の充実 29.9
フランス 1006	フレックスなど柔軟な働き方の推進 51.3	児童手当など、手当の充実 46.2	扶養控除など、税制上の措置 41.0	教育費の支援、軽減 39.4	育児休業を取りやすい職場環境整備 38.2
スウェーデン 1019	フレックスなど柔軟な働き方の推進 59.9	育児休業を取りやすい職場環境整備 44.1	児童手当など、手当の充実 40.8	出産退職後の職場復帰の保障の充実 37.9	犯罪防止など地域における治安確保 35.9

資料：内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」（平成20年）

(4) 若者の社会的自立の遅れ

若者が結婚しない、結婚の障害と感ずる事柄として、25～34歳では、「(2) 価値観の多様化」で示した学業や仕事上の理由のほか、「結婚資金」「結婚のための住居」等の経済的側面を懸念した回答が挙げられています。

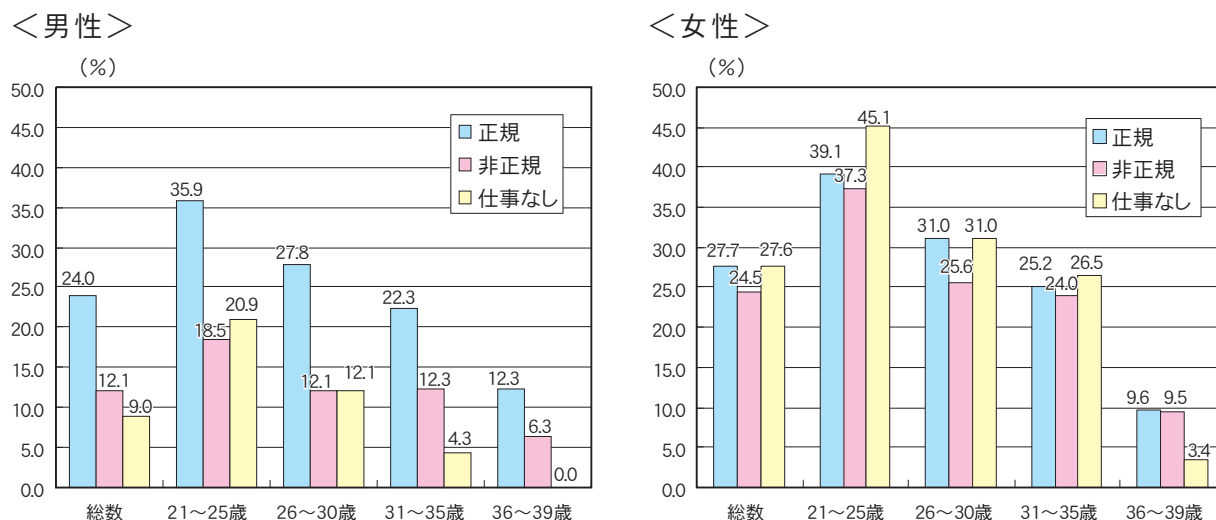
(図表20)

全国数値で、仕事の有無・就業形態別（正規・非正規・無職）に過去5年間に結婚した割合を見ると、女性には大きな差が見られないのに対して、男性は、「正規（24.0%）」、「非正規（12.0%）」、「無職（9.0%）」の順に差が生じており、若者が社会的に自立することが困難な社会経済状況における若年失業者やフリーターの増加などが、結婚や子供の出生に影響を与えていると指摘されています。

(高い若年失業率)

日本の完全失業率（平成21年）は、5.1%で、若年層ほど高くなっています（15～24歳が9.1%、25～34歳が6.4%）。一方、東京都の完全失業率（平成21年）は、4.7%で、平成19年以降、全国平均を下回っています。東京都の年齢別完全失業率も全国と同様若年層ほど高く、15～24歳が6.7%、25～34歳が6.3%となっています。

図表32 仕事の有無・就業形態別過去5年間に結婚した割合



資料：平成21年版厚生労働白書

(出所) 厚生労働省大臣官房統計情報部「第6回21世紀成年者横断調査」(2007年)

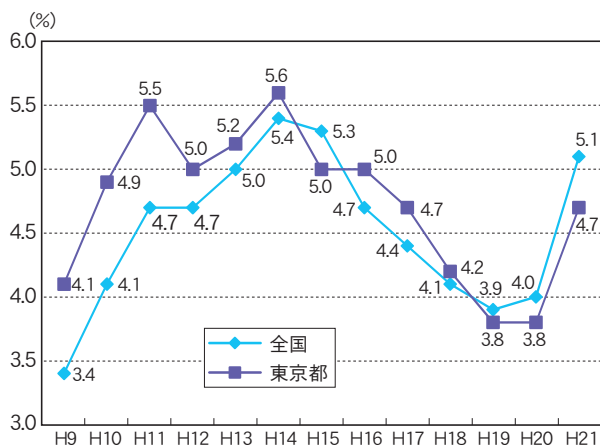
(注1) 集計対象は、第1回独身で第6回まで回答を得られている者である。

(注2) 年齢は、結婚後の年齢である。(注3) 就業形態は、結婚前の状況である。

(注4) 「結婚した」には、この5年間に結婚した後離婚した者を含む。

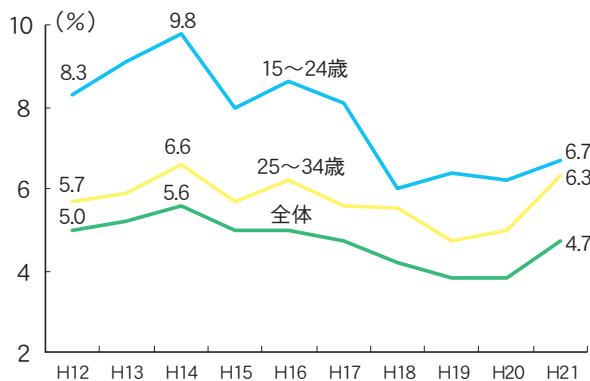
(注5) 5年間で2回以上結婚している場合、最新の結婚の状況について計上している。

図表33 完全失業率の推移（全国・東京都）



資料：総務省「労働力調査」

図表34 年齢階級別の完全失業率（東京）

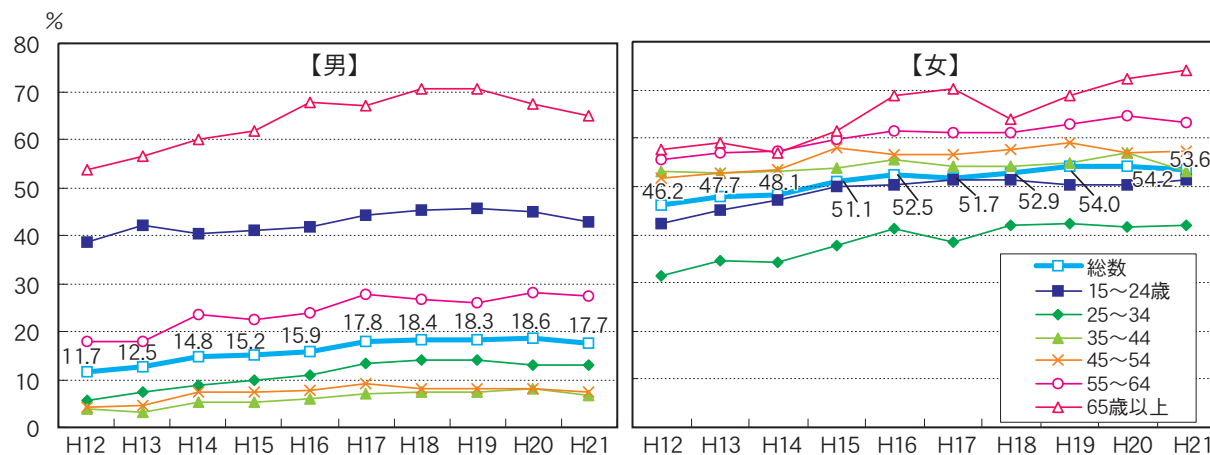


資料：東京都産業労働局「労働力調査」

景気や雇用状況の悪化から正規雇用が適わず、又は家族の収入減を補うために、パートやアルバイトなどの不安定就労につくものの比率は、男女とも年々高まる傾向にあり、女性全体では平成15年以降半数を超えています。

また、平成21年には長引く不況による派遣切り等の影響から、男女とも非正規雇用者比率が低下しており、特に女性の35歳～44歳の層の落ち込みが顕著になっています。

図表35 年齢別の非正規雇用者比率



資料：総務省「労働力調査」

注：非農林業雇用者（役員を除く）に占める割合。1～3月平均。非正規雇用者には、パート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。

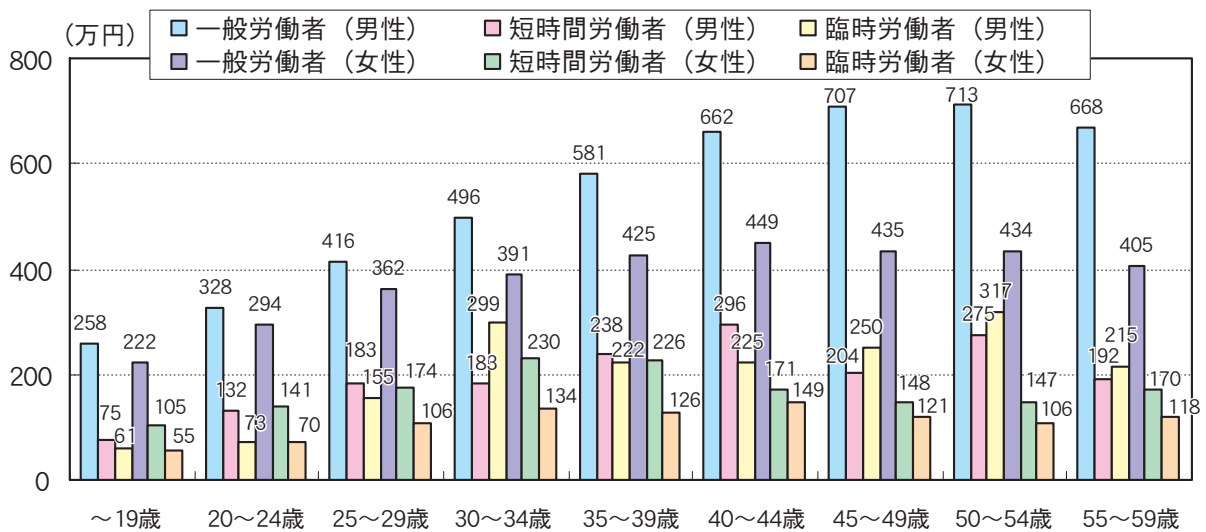
一般労働者と短時間労働者（パートタイム労働者）、臨時労働者における賃金を比較すると、男女ともに年齢が高くなるにしたがって、差が大きくなっていきます。

30歳代の男女の年収を見ると、35～39歳では、一般労働者では男性が約581万円、女性が約425万円であるのに対し、短時間労働者では男性が約238万円、女性が約226万円、臨時労働者では、男性が約222万円、女性が約126万円となっています。

40～44歳になると、一般労働者では男性が約662万円、女性が約449万円にであるのに対し、短時間労働者では男性が約296万円、女性が約225万円、臨時労働者では男性が約204万円、女性が約149万円となっています。

一般労働者の年収を短時間労働者の年収と比較すると、男女ともほぼ3倍になります。また、一般労働者は、年齢層が高くなると年収も高くなりますが、短時間労働者の年収には、年齢による差はほとんど生じません。

図表36 就業形態別賃金推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成20年）

【参考データ】 相対的貧困率

平成21年10月20日、厚生労働省が我が国の「相対的貧困率」を日本政府として初めて公表しました。「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言い、経済協力開発機構（OECD）と同様の計算方法で算出されています。平成19年の相対的貧困率は15.7%で、うち18歳未満の子供の貧困率は14.2%となっています。これらの数値から分かることは、現役世帯の約6人に1人、ひとり親世帯の約半数が貧困状態にあるということです。

また、追って公表された18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成19年に12.2%となっています。そのうち、大人が二人以上いる世帯は10.2%なのに対し、大人が一人の世帯では54.3%と、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

諸外国との比較では、2000年代半ばの段階で、相対的貧困率は、OECD加盟30カ国中、4番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率においては、加盟30カ国中、1番高くなっています。

相対的貧困率の年次推移

	平成10年 1998 (1997)	13 2001 (2000)	16 2004 (2003)	19 2007 (2006)
子どもがいる現役世帯 (世帯主が18歳以上65歳未満)	% 12.2	% 13.1	% 12.5	% 12.2
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2
(参考)	%	%	%	%
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7
子どもの貧困率	13.4	14.5	13.7	14.2
中央値	万円 259	万円 240	万円 233	万円 228
貧困線	130	120	117	114

貧困率の国際比較（2000年代半ば）

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)の貧困率					
	割合	順位	割合	順位	合計	大人が一人		大人が二人以上		
オーストラリア	12.4	20	11.8	16	10.1	16	38.3	19	6.5	12
オーストリア	6.6	4	6.2	5	5.5	5	21.2	8	4.5	5
ベルギー	8.8	15	10.0	10	9.0	12	25.1	10	7.3	14
カナダ	12.0	19	15.1	21	12.6	21	44.7	27	9.3	18
チェコ	5.8	3	10.3	13	7.7	9	32.0	15	5.5	7
デンマーク	5.3	1	2.7	1	2.2	1	6.8	1	2.0	1
フィンランド	7.3	9	4.2	3	3.8	4	13.7	4	2.7	3
フランス	7.1	6	7.6	6	6.9	7	19.3	7	5.8	8
ドイツ	11.0	17	16.3	23	13.2	22	41.5	25	8.6	16
ギリシャ	12.6	21	13.2	18	12.1	18	28.5	13	11.7	23
ハンガリー	7.1	6	8.7	8	7.7	9	25.2	11	6.8	13
アイスランド	7.1	6	8.3	7	7.3	8	17.9	5	6.2	10
アイルランド	14.8	26	16.3	23	13.9	23	47.0	28	10.1	21
イタリア	11.4	18	15.5	22	14.3	25	25.6	12	14.0	27
日本	14.9	27	13.7	19	12.5	19	58.7	30	10.5	22
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13	26.7	14	8.1	15
ルクセンブルク	8.1	11	12.4	17	11.0	17	41.2	24	9.7	20
メキシコ	18.4	30	22.2	29	19.5	29	32.6	16	18.7	29
オランダ	7.7	10	11.5	15	9.3	14	39.0	20	6.3	11
ニュージーランド	10.8	16	15.0	20	12.5	19	39.1	21	9.4	19
ノルウェー	6.8	5	4.6	4	3.7	3	13.3	3	2.1	2
ポーランド	14.6	24	21.5	28	19.2	28	43.5	26	18.4	28
ポルトガル	12.9	22	16.6	25	14.0	24	33.4	17	13.3	24
スロヴァキア	8.1	11	10.9	14	10.0	15	33.5	18	9.2	17
スペイン	14.1	23	17.3	26	14.7	26	40.5	23	13.9	26
スウェーデン	5.3	1	4.0	2	3.6	2	7.9	2	2.8	4
スイス	8.7	14	9.4	9	5.8	6	18.5	6	4.9	6
トルコ	17.5	29	24.6	30	20.3	30	39.4	22	20.0	30
イギリス	8.3	13	10.1	11	8.9	11	23.7	9	6.1	9
アメリカ	17.1	28	20.6	27	17.6	27	47.5	29	13.6	25
OECD平均	10.6		12.4		10.6		30.8		5.4	

資料：OECD「Growing Unequal?」等

厚生労働省報道発表資料（平成21年11月13日）

4 子供と子育て家庭をめぐる社会状況

東京都の子供と子育て家庭をめぐる社会状況について検証します。

(1) 子育て家庭と地域社会

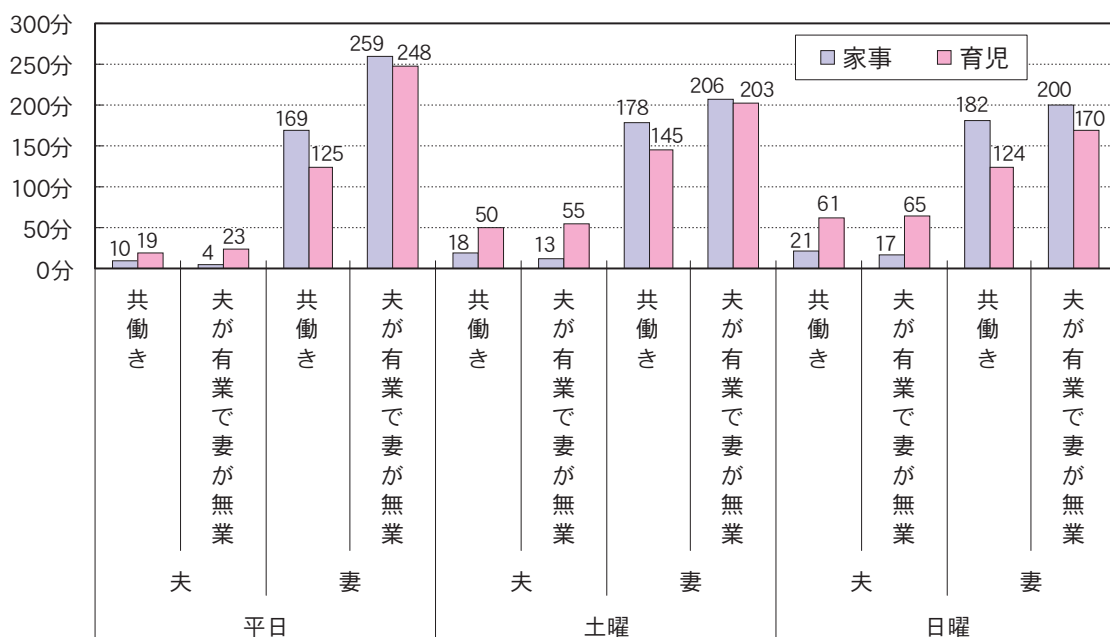
親族世帯に占める核家族世帯の割合は、全国、東京都ともに高まる傾向にあります。平成17年には全国値で82.7%、東京都は90.2%と、高い比率になっています。

(夫婦の家事・育児分担)

全国調査において、6歳未満の子供のいる家庭における家事・育児時間について夫婦で比較すると、平日の妻の家事・育児時間の平均は、有業（共働き）の場合でも294分、無業（専業主婦）の場合には507分にもものぼります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、妻が無業（専業主婦）の場合で27分、妻が有業（共働き）の場合でも29分とわずかです。土・日曜日でも、妻は有業（共働き）で300分を超えるのに対し、夫は70～80分程度です。

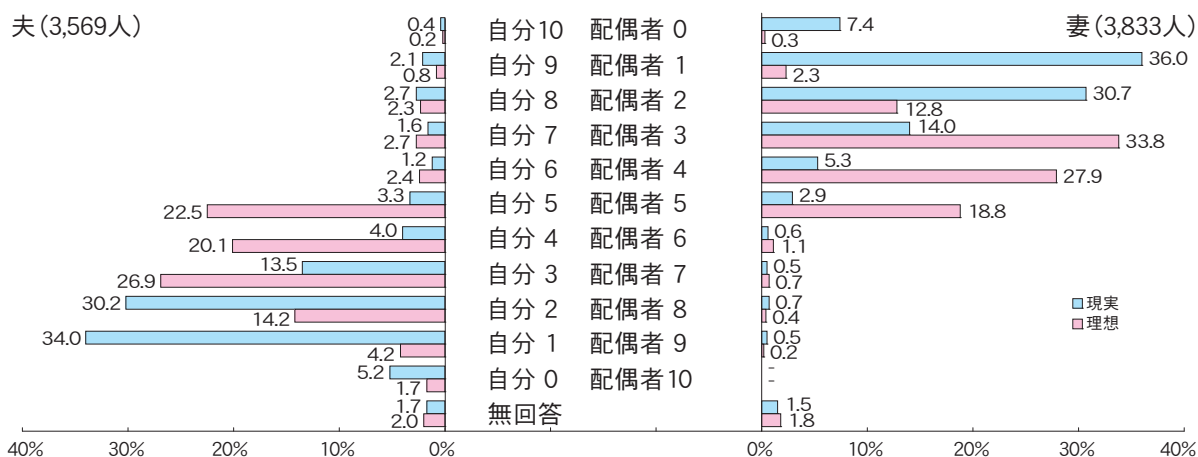
東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が5：5～7：3程度を理想とする場合が夫婦とも多いのに対して、現実には9：1～8：2程度になっている場合が多く、理想と現実にギャップがみられます。

図表37 夫婦の家事・育児時間（6歳未満の子供のいる家庭）



資料：総務省統計局「平成18年社会生活基本調査」

図表38 夫婦の家事・育児分担の割合（理想と現実）

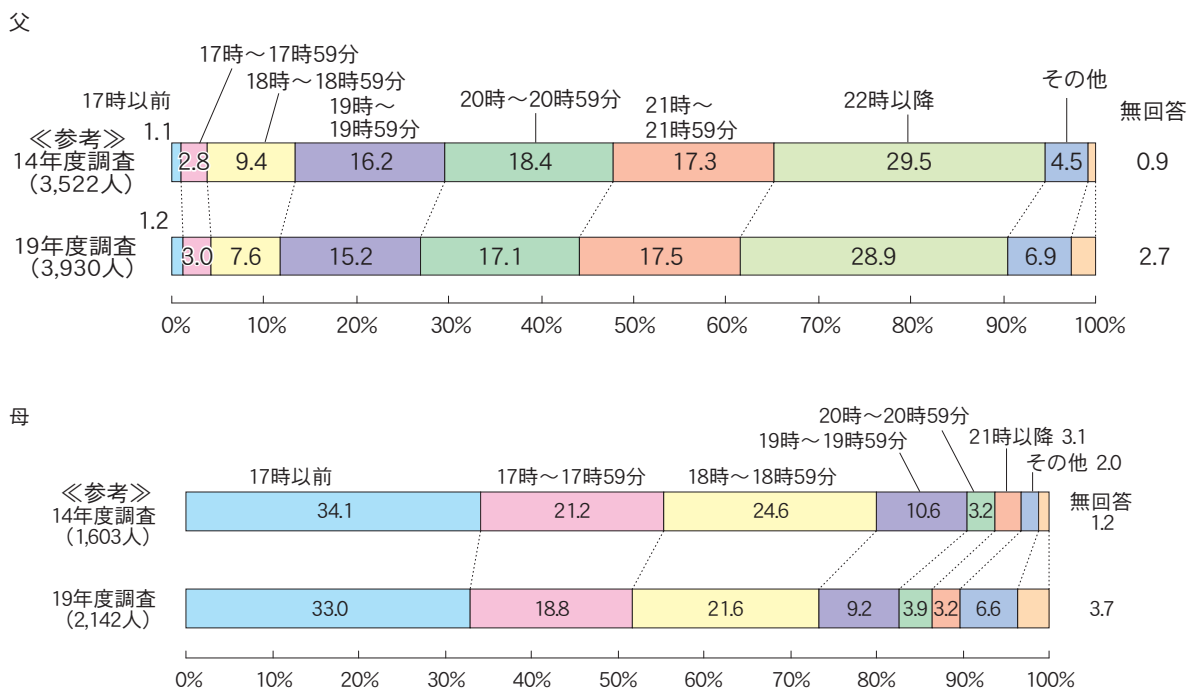


資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

就学前の児童を持ち、就業している親の帰宅時間を見ると、父親は約3割が22時以降に帰宅しており、母親も、18時以前に帰宅しているのは約半数です。

同調査では、午後8時以降に帰宅する父親の過半数が、「勤務時間が短縮できれば」と、又は「職場が自宅から近くなれば」、自分をもっと家事・育児に携わりたいと考えています。

図表39 帰宅時間



(注) 14年度調査は、小学生以下の子どもを養育する両親のいる世帯及び小学生以下の子どもを養育するひとり親世帯である。

資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

(地域社会への期待)

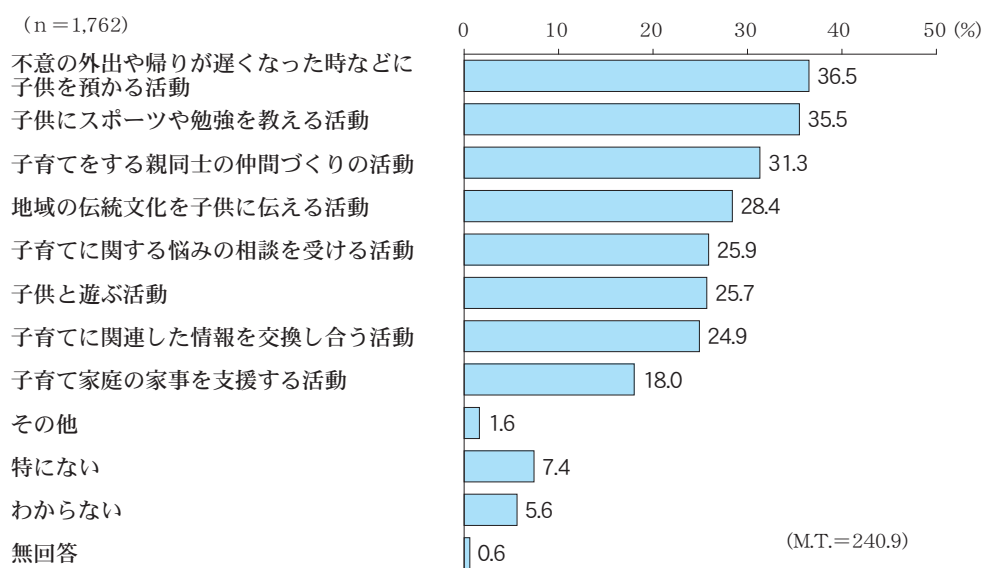
既婚・未婚や就業の有無を問わず満20歳以上の都内の男女に行った調査によると、子育てに関し地域社会における住民同士の助け合いとしてあればよい(利用したい)活動として、「不意の外出や帰りが遅くなった時などに子供を預かる活動」36.5%、「子供にスポーツや勉強を教える活動」35.5%、「子育てをする親同士の仲間づくりの活動」31.3%が多くなっています。

都内で、在宅で乳幼児を子育てしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」として、緊急時やリフレッシュのための一時預かりが上位にあがっています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどもあり、在宅で子育てしている母親にとって、子育てへの不安や負担感が大きいことが伺えます。

一方、保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うこととしては、「子供が病気のときに利用できない」という回答が最も多く、かつその割合が大きく伸びています。その他、子育て支援サービスの費用面や利用時間についての不満が多くみられます。

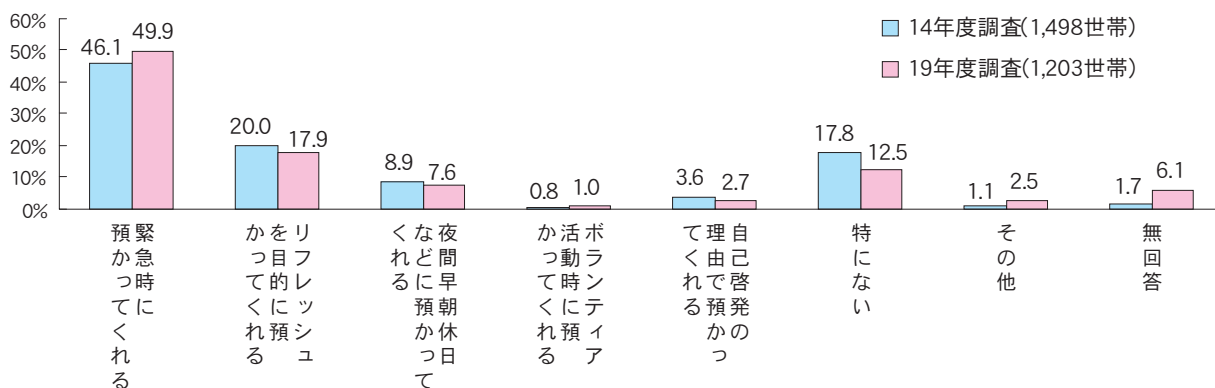
平成14年と19年に行った福祉保健局の調査結果を比較すると、子育て家庭にとって、子育てをしやすくするために必要なものとしては、「経済的な手当の充実」という回答が大幅に増加し、唯一5割を超えています。その他、「子育てに理解のある職場環境の整備」や「仕事の時間を短縮したり、ずらしたりする制度」を必要とする回答が平成14年に比べ増加しています。

図表40 子育てに関し地域社会における住民同士の助け合いとしてあればよい活動



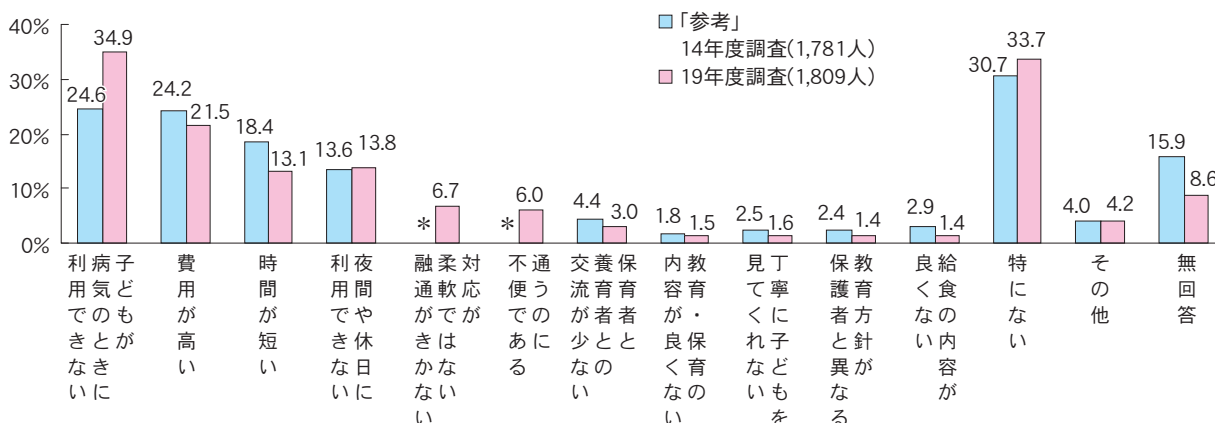
資料：東京都生活文化スポーツ局「次世代育成支援に関する世論調査」(平成21年)

図表41 在宅の母親の希望する「あれば良い在宅支援サービス」



資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

図表42 子供を預けていて不満に思うこと



資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

<再掲> 子育てをしやすくするために必要なもの（図表31）

H19年	1位	育児手当など経済的な手当の充実	50.6%
	2位	子育てに理解のある職場環境の整備	44.1%
	3位	子供が病気やけがをした時に休暇を取れる制度の充実	31.3%
H14年	1位	子育てに理解のある職場環境の整備	39.3%
	2位	子供が病気やけがをした時に休暇を取れる制度の充実	35.8%
	3位	育児手当など経済的な手当の充実	33.9%

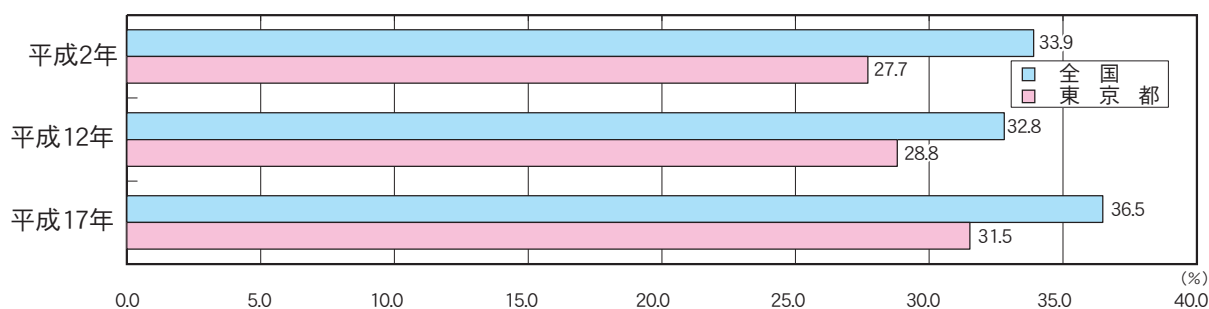
資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都社会福祉基礎調査」

(2) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）の状況

末子が6歳未満（就学前）の家庭における共働き率は、全国では、平成17年の調査では36.5%となっています。東京都では、平成14年から19年にかけて、就業している母親の比率が増えています。また、末子が6歳未満（就学前）の家庭の共働き率は、31.5%と、全国値より低いものの年々増加傾向にあります。

東京における一般労働者とパートタイム労働者の年間総労働時間は、横ばいの傾向にあります。一方、労働力調査によると、週60時間以上働く者の雇用者全体に占める割合は、平成17年以降、全体の約1割の水準で推移しています。東京においては、平成17年以降13%前後と、週60時間以上働く者の割合は全国47都道府県で最も高い水準にあります。（厚生労働省労働基準局勤労者生活部による特別集計結果）

図表43 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率



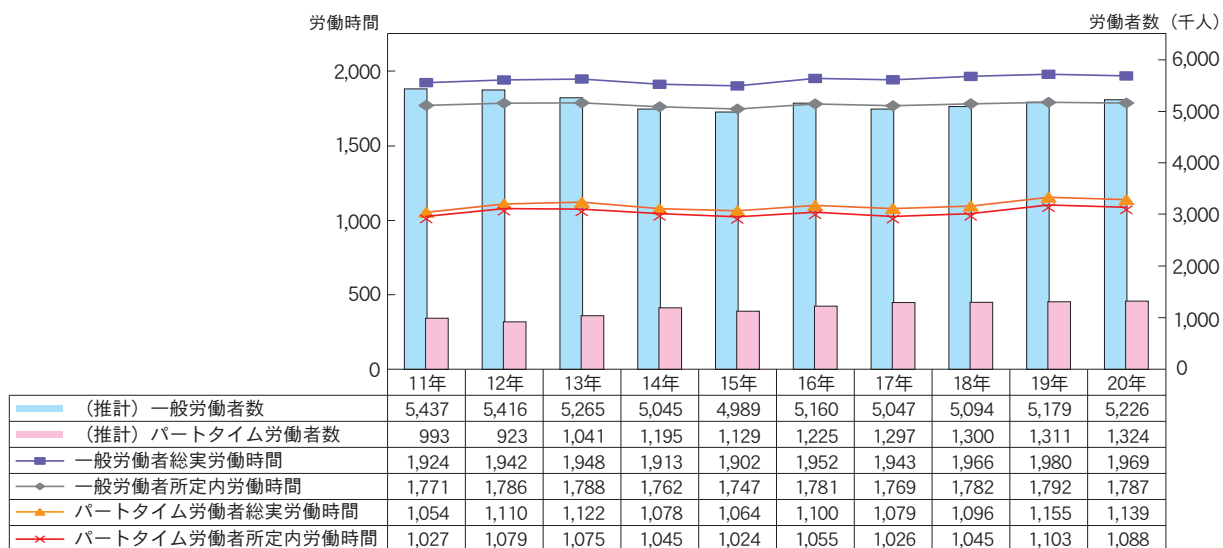
資料：総務省「国勢調査」

図表44 母親の就労状況等

	働いている	働いていない	産休・育児休業中である	病気等で休んでいる	以前は働いていた	今まで働いたことはない	無回答
平成14年 (n=4,791)	2153 44.9	2605 54.4	83 1.7	9 0.2	2384 49.8	129 2.7	33 0.7
平成19年 (n=4,354)	2138 49.1	2212 50.8	126 2.9	13 0.3	1938 44.5	139 3.2	4 0.1

資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

図表45 東京における一般労働者及びパートタイム労働者の1人平均年間労働時間

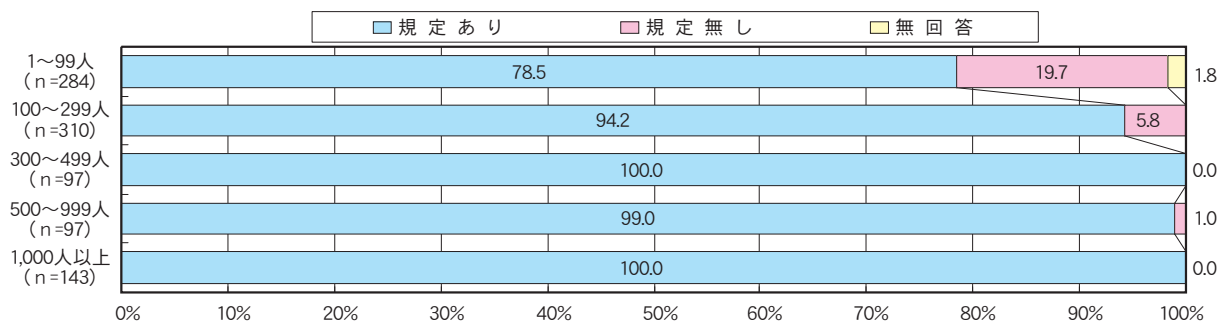


資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業規模30人以上
ただし、推計労働者数・パートタイム労働者比率は事業規模5人以上

(育休取得状況)

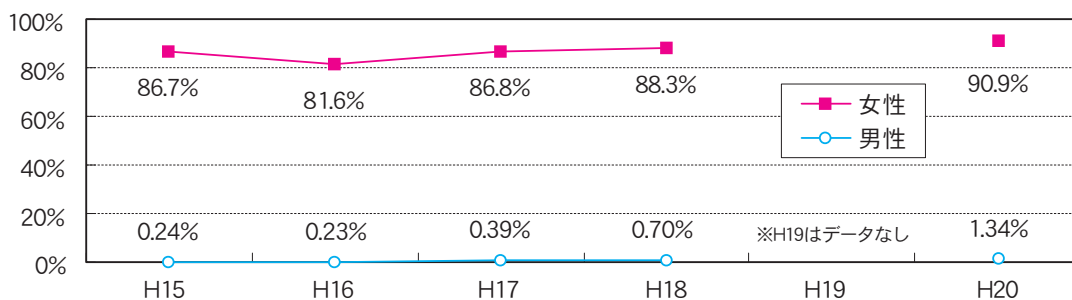
東京では、ほとんどの企業で育児休業規定を設けていますが、女性の育児休業取得率が平成20年に90.9%に達しているのに比べ、男性の取得率は1.34%と、ほとんど取得していない状況です。

図表46 育児休業制度の規定の有無（東京都）



資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表47 育児休業取得率（東京都）



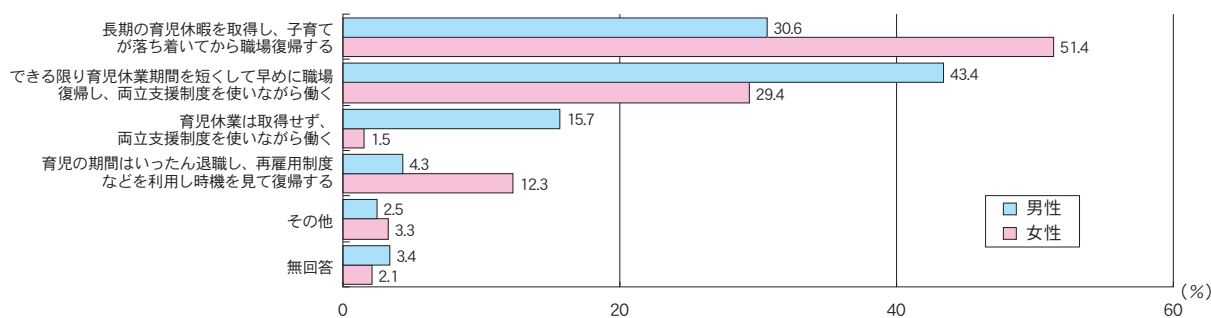
資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

一方、子供の有無や既婚・未婚を問わず、就業している男女を対象とした東京都の調査では、男性の7割以上が育児休業の取得を望んでいるという結果もあります。男性は短期の育児休業の取得希望が多く、女性は長期の育児休業を希望する人が多くなっています。なお、男性の15.7%は、育児休業を取得せず、両立支援制度を使いながら働くことを希望しています。

就学前児童を持つ父親が実際に育児休業を取得しなかった理由としては、「取る必要がなかったから」という回答が約半数を占めています。また、「勤務先で制度が整っていない(いなかったから)」「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で、希望に反し取得できなかった人もいます。

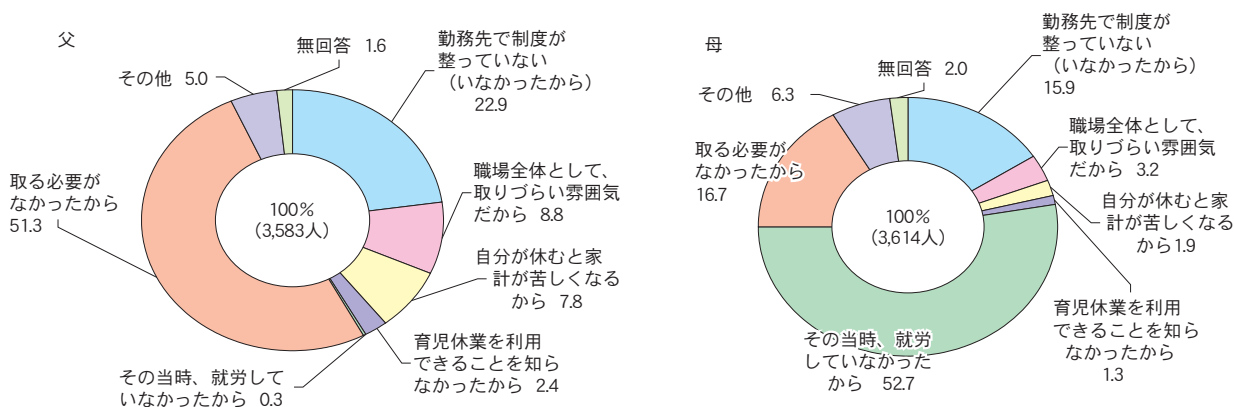
実際に育児休業を取得した、就学前の子供を持つ父母に、その期間が希望どおりだったかを尋ねたところ、「取得期間の理想と現実にはギャップがある」という回答が男女とも過半数を超えています。

図表48 育児休業の取得とその後の働き方（東京都）



※ 両立支援制度：短時間勤務制度や深夜残業をさせない制度等
 資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」
 注：都内全域（島しょを除く）の従業員規模30人以上の事業所11業種2,500社に勤務する従業員、男女各2,500人を対象

図表49 育児休業を取得しなかった理由



資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

コラム
③

育児休業制度

- 育児休業制度は、労働者が原則として、「1歳に満たない子を養育するため」の休業です。現行法では、1歳未満の子を養育する男女労働者が1人の子につき1回取得することができます。しかし、育児休業の取得率^{※1}には、男女間に大きな差があり、父親の育児休業取得が課題となっています。
- そのため、平成21年7月の育児・介護休業法改正で、新たに「パパ・ママ育休プラス」という制度が導入されることになりました^{※2}。これは、父母ともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が、1歳2か月に達するまでに延長されるものです。さらに、この改正では、出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合には、特別の事情がなくても、再度休業取得することが可能となりました。また、これまで、配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業申請については、労使協定を定めることにより拒むことが可能でしたが、法改正により、こうした除外規定は廃止されることになりました。
- 今後は、大事な子育てのスタート時期に、父母が協力して子育てをしやすくなることが期待されます。

【用語解説】 ※1 育児休業の取得率：第2章図表47「育児休業取得率（東京都）」を参照
 ※2 施行期日：平成22年6月30日

コラム
④

看護休暇制度

- 看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者が、子供の看護（病気・けが）のために、申請により、1年に5日まで休暇を取得することができる制度です。育児・介護休業法に定められており、事業主がこの申し出を拒むことは禁じられています。
- 看護休暇の認知度^{※1}は、男性で35.3%、女性で39.0%と、あまり高くなく、実際の利用率^{※2}で見ると、父親で2.8%、母親で8.7%と、かなり低い状況です。
- 平成21年7月の育児・介護休業法の改正により、看護休暇制度が拡充され、小学校就学前の子が1人であれば現行制度と同様に年5日ですが、2人以上であれば年10日の休暇取得が可能となりました（ただし、同一の子については5日が限度）。
- 今後、看護休暇制度の認知度が高まることで、制度の有効活用につながることを期待されます。

【用語解説】 ※1 看護休暇制度の認知度：平成20年東京都男女平等参画状況調査結果報告書より
 ※2 看護休暇の利用率：平成19年東京都福祉保健基礎調査より

(3) 東京の子供達

東京では、0歳児の85%以上、3歳未満の児童の約80%が在宅で育てられています。

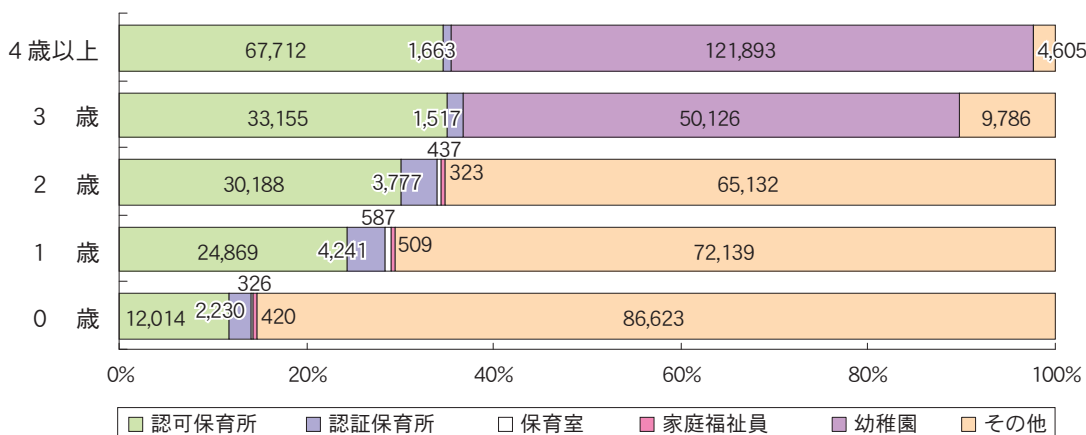
保育所等に子供を預ける割合は年齢が上がるにつれて高くなっていますが、第3次産業従事者が多く、多様な勤務形態が存在する東京では、早朝や深夜の勤務体系など、就業時間に応じた多様な保育サービスのニーズが高まっていると考えられます。

東京都は、保育サービスの定員を毎年着実に増やし、保育所待機児童は、平成14年以降は、5,000人前後の一定数で推移、もしくは減少の傾向となっていました。しかし、平成20年度から増加に転じています。

待機児童数が増加に転じた背景の一つには、出産・育児のために離職した母親や就業経験のない母親が、経済状況の悪化等を受け、求職活動を始めたことなどが考えられます。また、平成14年から一貫して、末子が3歳未満の子供を持つ女性の有業率が上昇していることから、出産後も就労を継続する人が増えてきたことも、影響があると考えられます。

実際に、平成21年における待機児童の保護者の状況を見ると、「求職活動中」が4割弱を占めています。また、現在パートタイムとして勤務している保護者を加えると、全待機児童の3分2を正規雇用以外の方が占めていることがわかります。

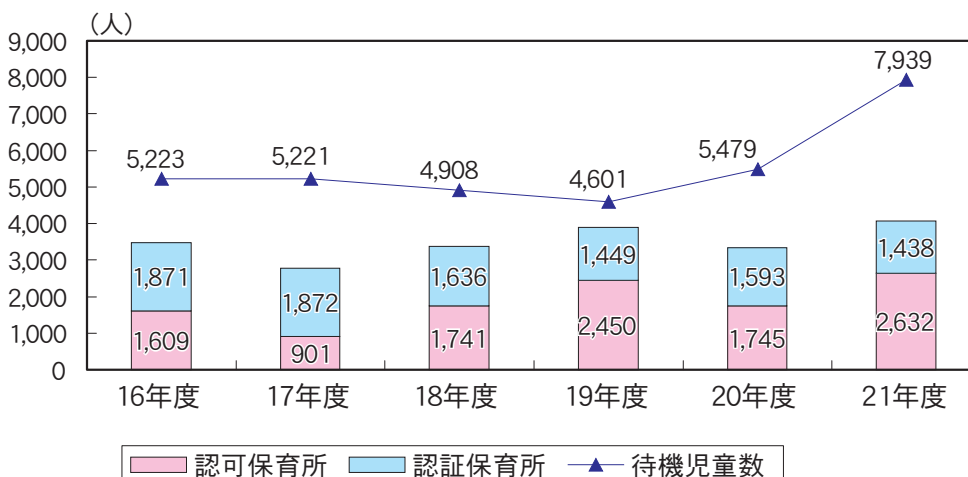
図表50 年齢別保育サービス利用状況（東京都）



資料：東京都福祉保健局調べ

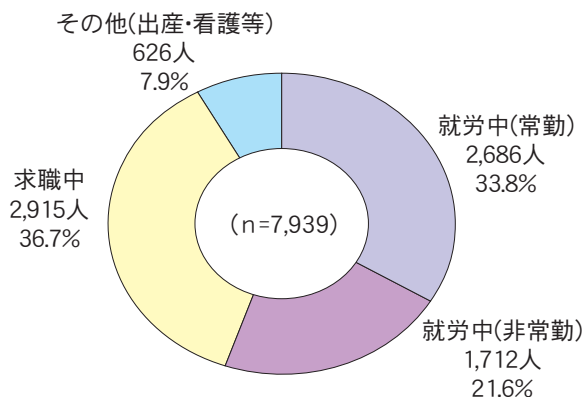
注：認可保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員は平成21年4月1日、幼稚園は平成21年5月1日現在の利用児童数

図表51 待機児童数と保育所の増加定員の推移（各年度4月1日現在・東京都）



資料：東京都福祉保健局調べ

図表52 待機児童の保護者の状況（平成21年）



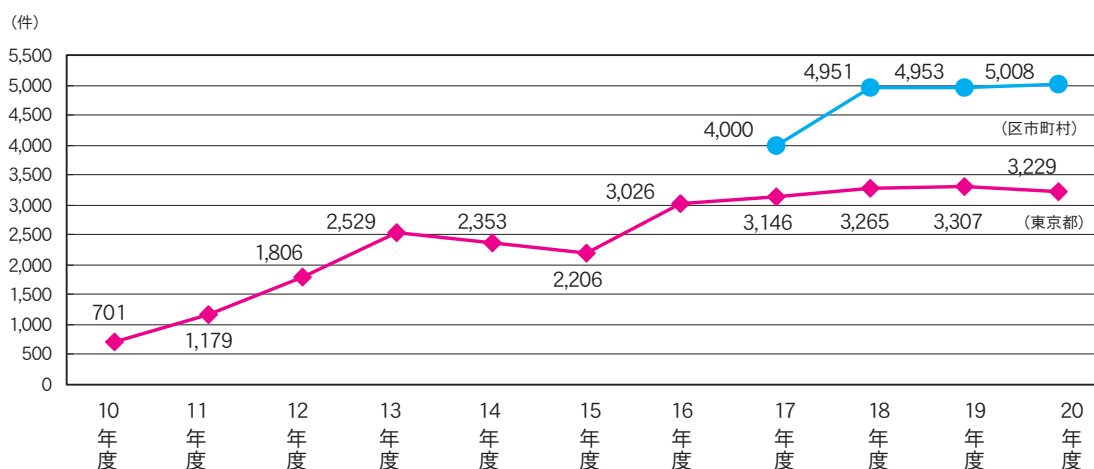
資料：東京都福祉保健局調べ

(4) 特別な支援を必要とする子育て家庭

東京都の児童相談所における平成20年度の児童虐待対応件数は3,229件、区市町村の子供家庭支援センターにおける児童虐待対応件数は、5,008件となっています。

東京都の児童相談所における児童虐待対応件数3,229件のうち、非該当の572件を除く、2,657件の主な虐待者は、実母（67.4%）、実父（21.2%）となっています。

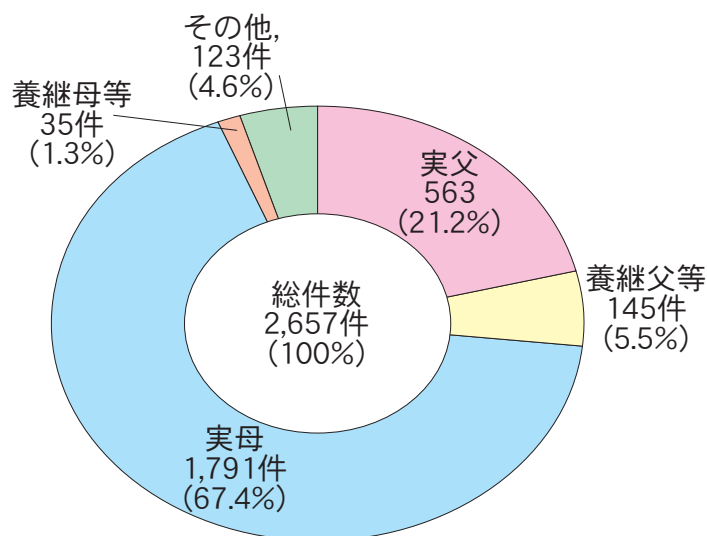
図表53 虐待対応状況（東京都、区市町村）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

注：区市町村については、虐待防止法の改正により区市町村が児童虐待の通告先に位置づけられた平成17年から統計をとっている

図表54 虐待をしている人（平成20年度）



資料：東京都福祉保健局調べ（平成20年度）

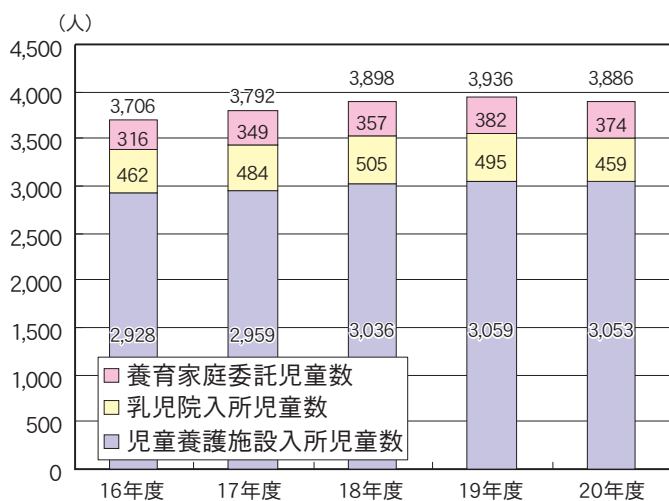
(社会的養護)

親と暮らすことができない子供達は平成20年度では都内に3,886人おり、社会的養護を必要とする子供たちは、増加傾向にあります。その生活場所は、児童養護施設等3,053人(78.6%)、乳児院459人(11.8%)、養育家庭374人(9.6%)となっています。

児童養護施設等への入所理由としては、「養育問題」、「虐待等」、「父母の社会的状況(就労、家出、離婚、死亡等)」などで7割以上を占めています。

図表55

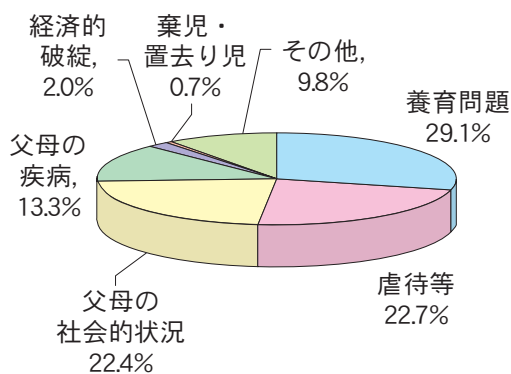
児童養護施設・乳児院入所及び里親委託数の推移
里親委託数の推移(東京都)



資料：東京都福祉保健局調べ

図表56

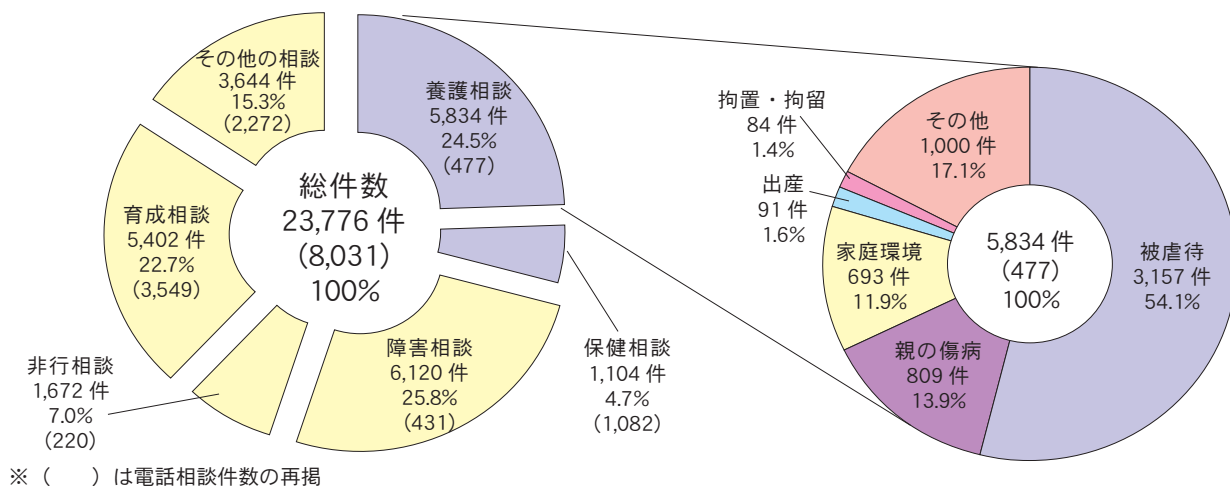
児童養護施設等への入所理由(東京都)



資料：東京都社会福祉協議会 児童部会
「紀要—平成20年度版」

図表57

児童相談所相談別受理状況(平成20年度・東京都)



資料：東京都福祉保健局調べ

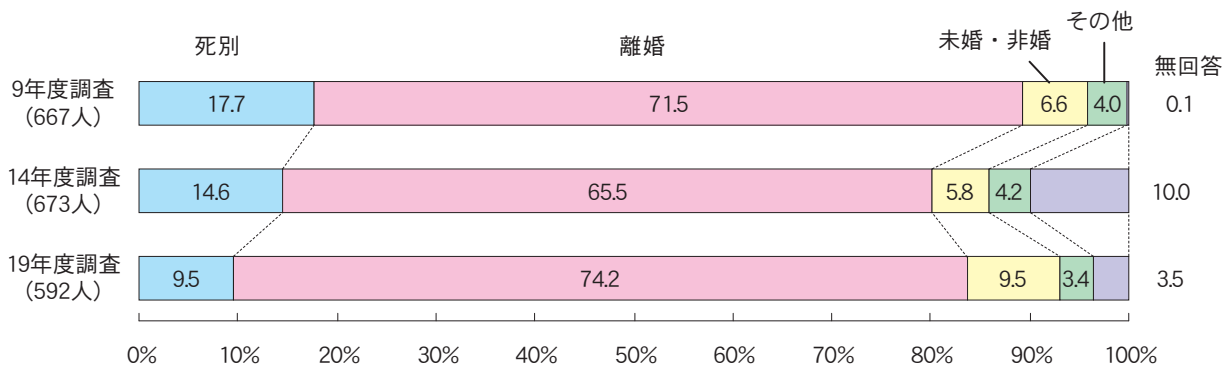
(ひとり親世帯)

都内のひとり親世帯は、母子世帯約14.9万世帯、父子世帯約1.8万世帯と推計されます。

平成19年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」(74.2%)、「死別」(9.5%)、「未婚・非婚」(9.5%)となっています(無回答を除く)。

ひとり親世帯で現在困っていることについては、母子世帯では「家計」、「子供の教育・進路・就職」、「仕事」が多く、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」、「子供の世話」、「家事」の割合が多くなっています。

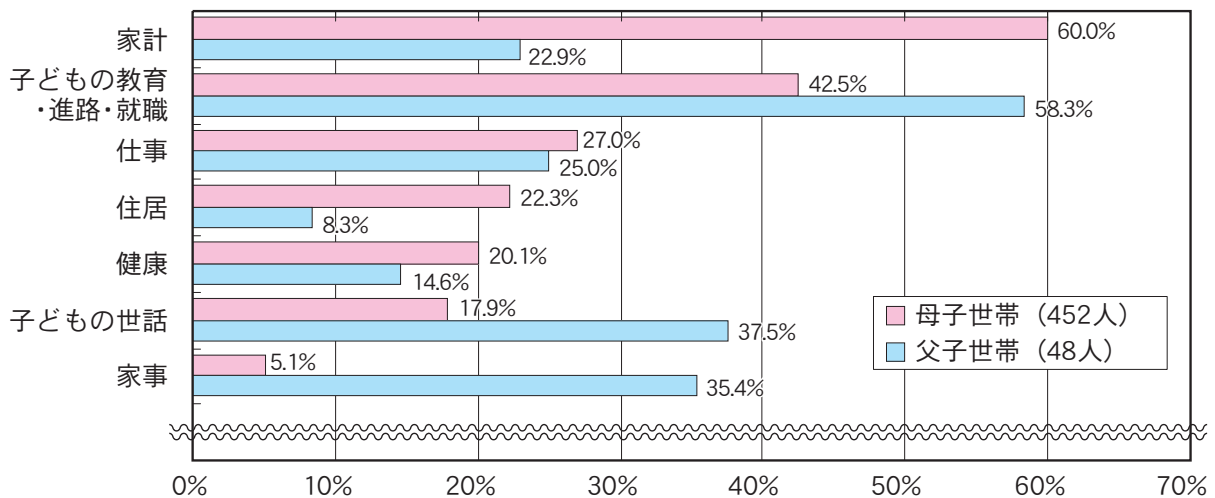
図表58 ひとり親世帯になった理由 (東京都)



※調査対象：20歳未満の子供を養育するひとり親世帯

資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

図表59 ひとり親世帯で現在困っていること (東京都)



※調査対象：20歳未満の子供を養育するひとり親世帯

資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

(障害のある子供達)

都内には、身体障害者手帳を持つ18歳未満の子供が約2.4万人、知的障害者の「愛の手帳」を持つ18歳未満の子供が約1.6万人います。

図表60 障害のある子供の数（18歳未満）（東京都）

	総数	18歳未満	構成比
身体障害者手帳交付台帳登載状況	445,425人	23,890人	5.4%
知的障害者「愛の手帳」交付状況	65,782人	16,321人	24.8%

資料：東京都福祉保健局調べ（平成21年8月現在）

「知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、通常の学級の4.4%を占めています。

図表61 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（東京都）

学習面か行動面で著しい困難を示す	4.4%
学習面で著しい困難を示す	2.9%
行動面で著しい困難を示す	3.0%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.5%

資料：東京都教職員研修センター「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する実態調査」（平成16年）

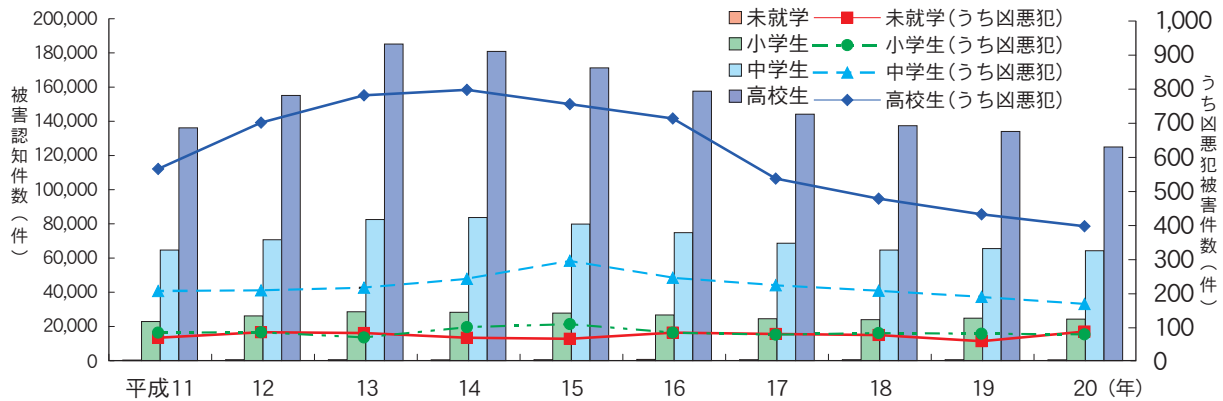
(5) 子供の安全・安心

(子供の安全)

少年（20歳未満）が被害者となる刑法犯罪は、10年程前と比較して7.9%減少しており、殺人、強盗などの凶悪犯罪の被害件数も減少しています。しかし、小学生以下については、凶悪犯罪の被害数はこの10年間ほぼ横ばいとなっており、被害件数全体に占める割合は増加しています。

都政への要望では「治安対策」が55.2%で6年連続トップです。

図表62 少年の刑法犯被害認知件数の推移（全国）

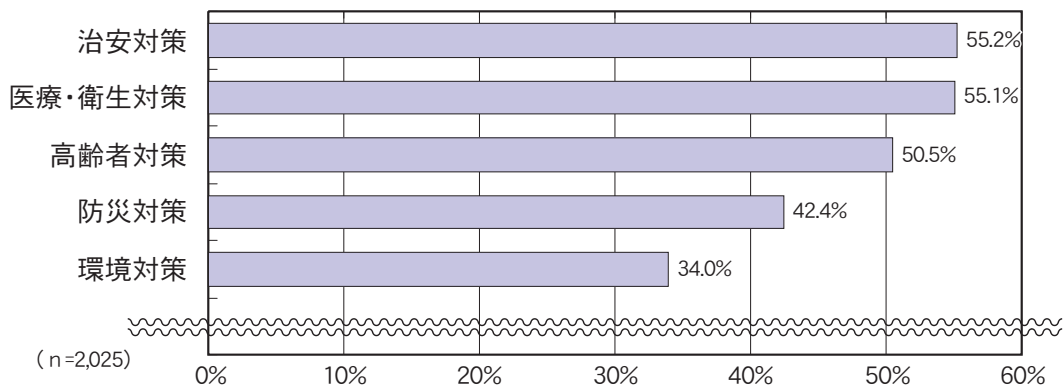


	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	313,985	352,753	410,507	406,519	385,762	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035
凶悪犯	1,600	1,916	2,019	2,138	2,204	1,935	1,668	1,462	1,345	1,231

資料：内閣府「平成21年版青少年白書」

注：総数は、20歳未満の件数

図表63 都政への要望



※調査対象：東京都全域に住む満20歳以上の男女個人

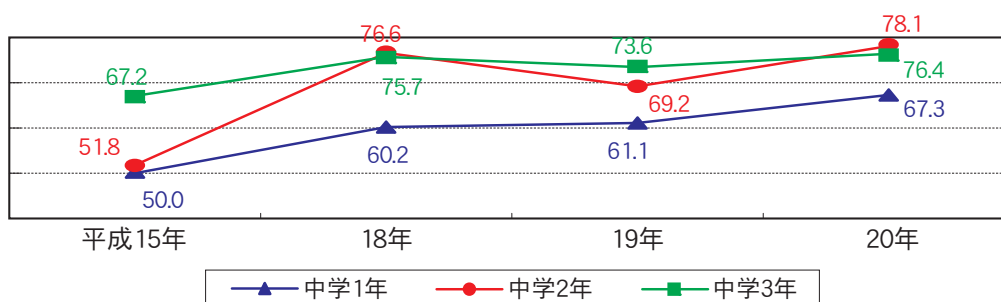
資料：東京都生活文化スポーツ局「都民生活に関する世論調査」

(平成21年8月調査)

(子供を取り巻く情報・環境)

近年、携帯電話、電子メール、インターネット等の利用が、急速に普及し、生活の利便性が向上する反面、子供達がインターネット上の有害情報やサイト上での誹謗中傷等を目にする可能性や、その当事者となる危険、架空請求等の被害者となる危険等も高まっています。

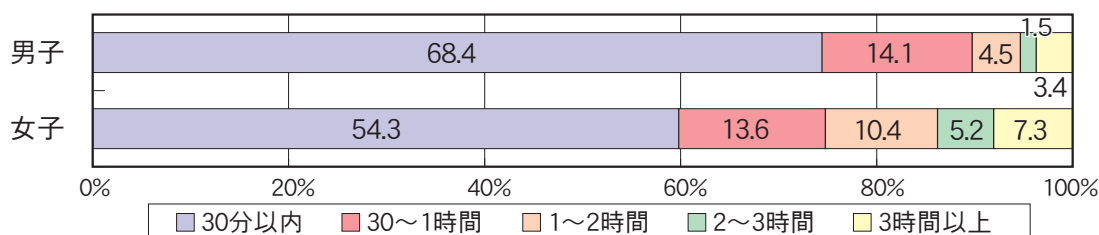
図表64 携帯電話保有率の推移（東京都）



※調査対象：都内中学生3,049名

資料：警視庁「中学生の携帯電話によるインターネット利用等に関する調査」（平成21年2月）

図表65 携帯電話でのインターネットの利用時間（東京都）

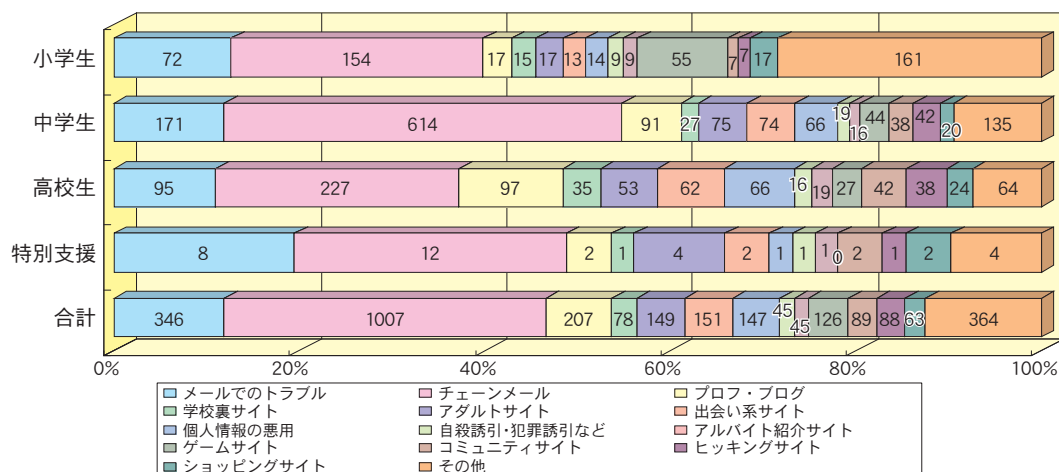


※グラフはおおよその構成比。数値は無回答を除くため100%になりません。

※調査対象：都内中学生3,049名のうち、携帯電話を保有していると回答した2,256名

資料：警視庁「中学生の携帯電話によるインターネット利用等に関する調査」（平成21年2月）

図表66 ネット・携帯電話のトラブル（東京都）



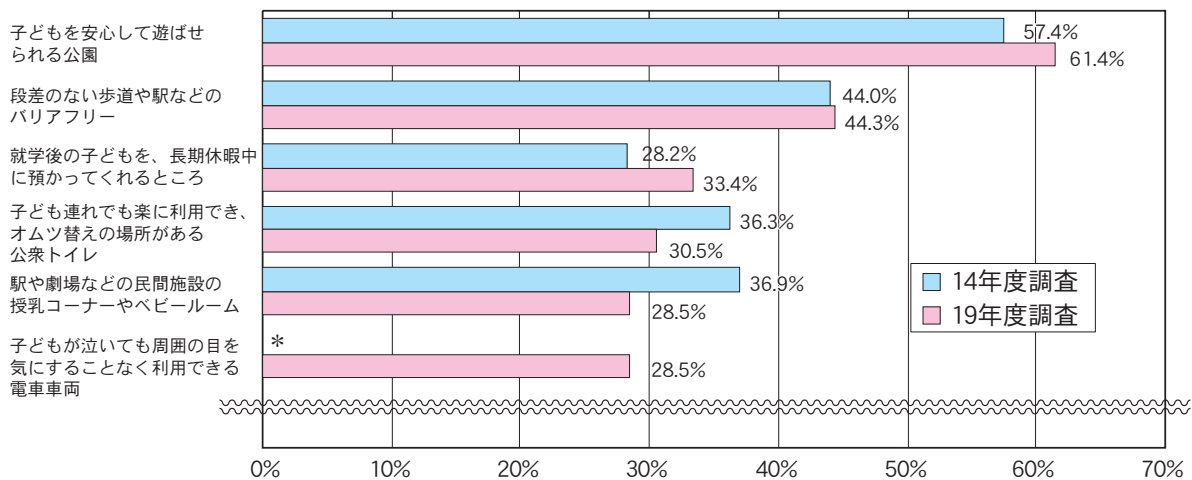
※調査対象：都内公立学校抽出42校の児童・生徒11,032名

資料：東京都教育庁「子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査報告」（平成20年10月）

(暮らしの安全・安心)

子育て中の母親が子育てをする上で整備して欲しいものとして、「安全な遊び場」、「バリアフリー（段差のない歩道や駅などの）」、「オムツ替えや授乳スペース」が上位を占め、子育て中の人の視点を考えた街づくりが必要となっています。

図表67 子育てをしていく上で整備して欲しいもの（母親 東京都）



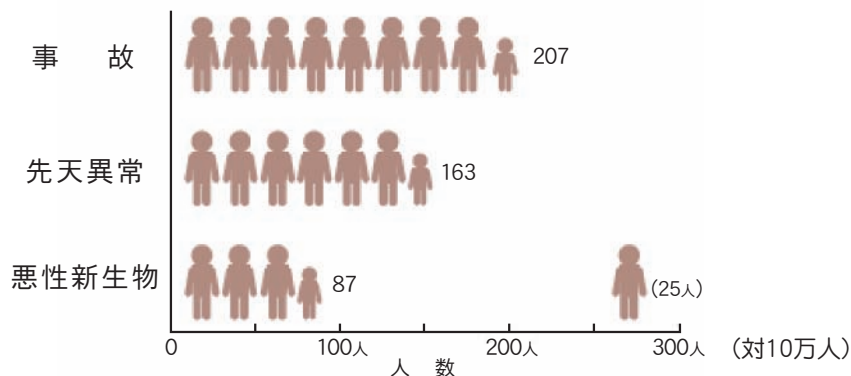
(注)*は14年度調査時に選択肢がなかったもの

※調査対象：都内に居住する子育て中の母

資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査」

日常生活における乳幼児の死亡原因には、先天異常や疾患及び不慮の事故が大きな比率を占めています。不慮の事故とは、交通事故のほか、家庭内外での転倒、転落、溺水、窒息（誤飲による）などを指し、周囲の大人の注意や配慮によって、防ぐことが可能なものも多く含まれます。子供の健やかな育ちのために、子供の年齢や成長段階ごとの行動特性と、予測される事故の内容を知り、適切な対策を取ることが必要です。

図表68 1歳から4歳までの子供の死因（上位3位）全国



資料：厚生労働省「平成18年人口動態調査（全国）」